

河内長野市地域防災計画

【改定案】

(新旧対照表)

令和2年11月

河内長野市防災会議

現行	頁	修正素案	修正理由
第1編 総則			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う修正			
第1章 計画の目的と方針 第1節 計画の目的 東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定	1-1	第1章 計画の目的と方針 第1節 計画の目的 南海 <u>トラフ</u> 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第 <u>5</u> 条（推進計画）の規定	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による
構成：付編2・東南海・南海地震防災対策推進計画編	1-2	構成：付編2・ <u>南海トラフ</u> 地震防災対策推進計画編	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による
今世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震について、本市は、地震発生時の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。このことから、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を策定し、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。	1-2	今世紀前半にも発生が懸念されている <u>南海トラフ</u> 地震について、 <u>市</u> は、地震発生時の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがある「南海 <u>トラフ</u> 地震防災対策推進地域」に指定 <u>されている</u> 。このことから、「南海 <u>トラフ</u> 地震防災対策推進計画」を策定し、南海 <u>トラフ</u> 地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による
東海地震に関連する情報の廃止、南海トラフ地震臨時情報等の運用に伴い、付編のタイトル等に伴う修正			
第2節 計画の概要 1 計画の構成と内容 構成：付編1・東海地震関連情報に伴う応急対応	1-2	第2節 計画の概要 1 計画の構成と内容 構成：付編1・ <u>南海トラフ</u> 沿いで異常な現象が観測された場合の <u>対応計画</u>	南海トラフ地震臨時情報等の運用開始による
東海地震関連情報に伴う社会混乱の防止につとめ、本市及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。	1-2	<u>南海トラフ</u> 地震関連情報に伴う社会混乱の防止につとめ、 <u>市</u> 及び市民、事業者等のとるべき適切な対応措置・警戒体制について定め、市民の生命、身体、財産等の安全を確保する為の措置について基本的な計画を定める。	南海トラフ地震臨時情報等の運用開始による

現行	頁	修正素案	修正理由
水防法改正に伴う洪水浸水想定区域等の見直しに関連し、西除川（狭山池ダム上流区間）・三津屋川に係る洪水浸水想定区域に関する記述を追加			
1 想定災害 (2) 水害要因	1-15	1 想定災害 (2) 水害要因 <u>③ 西除川（狭山池ダム上流区間）・三津屋川洪水浸水想定区域図（令和元年11月）</u> <u>水防法の規定により西除川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に1回程度起こる大雨（24時間雨量233.9mm、1時間雨量75.8mm）、想定最大規模降雨（24時間雨量904.1mm、1時間雨量102.5mm）を想定して作成されている。</u>	水防法に改正に基づく洪水浸水想定区域の拡大
府計画等に即して、地震被害想定内容を見直し、市民や事業者の責務の記述を追加			
2 地震被害想定 【中央構造線】 ・季節、時間帯 冬季、午後5時（平日） ・気象条件 晴れ、南西の風、平均風速 0.9m/s （表は別紙1参照）	1-16	2 地震被害想定 【中央構造線】 ・季節、時間帯 冬季、 <u>夕刻（18時頃）</u> ・気象条件 晴れ、 <u>超過確立1%風速</u> <u>注）世帯数・人口等は平成16年度のデータで計算されている</u> （表は別紙1参照）	情報の更新
【南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）】	1-19	<u>出典：大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）（平成26年3月 大阪府防災会議－南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会）</u>	危機管理課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
第2節 市民、事業者の基本的責務	1-27	<p>第2節 市民、事業者の基本的責務</p> <p><u>災害による被害を最小限にとどめるためには、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。</u></p> <p><u>市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。</u></p>	府計画との整合
(新設)	1-27	<p>1. 市民の役割</p> <p>(1) 災害等の知識の習得</p> <p><u>① 防災訓練や防災講習等への参加</u></p> <p><u>② 地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><u>③ 過去の災害から得られた教訓の伝承</u></p> <p><u>④ 自ら市の防災情報を得る</u></p> <p>(2) 災害への備え</p> <p><u>① 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止</u></p> <p><u>② 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>③ 家族との安否確認方法の確認</u></p> <p><u>④ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>⑤ 災害時に必要な情報の入手方法の確認</u></p> <p>(3) 地域防災活動への協力等</p> <p><u>① 地域の防災活動等への積極的な参加</u></p> <p><u>② 初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p><u>③ 避難行動要支援者への支援</u></p> <p><u>④ 地域住民による避難所の自主的運営</u></p> <p><u>⑤ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力</u></p> <p><u>⑥ 自主防災組織の結成と活動の維持</u></p> <p><u>⑦ 災害時の情報収集</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	1-27	<p><u>2. 事業者の役割</u></p> <p><u>(1) 災害等の知識の習得</u></p> <p><u>① 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p><u>② 地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><u>(2) 災害への備え</u></p> <p><u>① 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備</u></p> <p><u>② 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止</u></p> <p><u>③ 避難場所、避難経路の確認</u></p> <p><u>④ 従業員及び利用者等の安全確保</u></p> <p><u>⑤ 従業員の安否確認方法の確認</u></p> <p><u>⑥ 最低3日分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>(3) 出勤及び帰宅困難者への対応</u></p> <p><u>① 発災時のむやみな移動開始の抑制</u></p> <p><u>② 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力</u></p> <p><u>③ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><u>④ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認</u></p> <p><u>(4) 地域防災活動への協力等</u></p> <p><u>① 地域の防災活動等への積極的な協力・参画</u></p> <p><u>② 初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p><u>③ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力</u></p>	府計画との整合
(新設)	1-28	<p><u>3. NPO・ボランティア等多様な機関との連携</u></p> <p><u>市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
市の処理すべき事務分担を通常時の部署名から災害対策本部の部署名に変更			
第3章 防災関係機関と市民・事業者の役割 第1節 防災関係機関の業務大綱 1. 河内長野市 ③ 健康長寿部	1-22	第3章 防災関係機関と市民・事業者の役割 第1節 防災関係機関の業務大綱 1. 河内長野市 ③ <u>生活部</u> 8 <u>ボランティアの活動環境の整備に関すること</u> 9 <u>ボランティアの受入れに関すること</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 BCPとの整合
④ 子ども・福祉部	1-22	④ <u>医療・福祉部</u> 15 <u>災害時の遺体の収容・運搬に関すること</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 環境経済部意見より修正
⑦ 都市づくり部	1-23	⑦ <u>食糧日用品部</u> 9 林道等、 <u>林業用施設の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること</u> 10 <u>企業BCP等、事業者の防災活動を促進するための支援に関すること</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 農林課、産業観光課意見より修正
その他の総則に係る修正			
2 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係 (1) 河内長野市総合計画との関係 本市では、平成18年度から27年度までを計画期間とする第4次総合計画を策定しており、これに基づいた実施計画により諸施策を展開している。防災面では、基本構想における5つのまちづくりの目標の一つに「安全安心都市」を位置づけるとともに、3つの重点施策の一つ「質的充実による居住環境の魅力向上」の中で「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」を位置づけている。また、基本計画における「第4章 安全安心都市」において、「1. 危機管理」「3. 消防・救急救助」「4. 防災」「5. 治山・治水」などに施策体系を位置づけている。	1-2	2 他の計画及び諸法令に基づく計画との関係 (1) 河内長野市総合計画との関係 市では、平成 <u>28</u> 年度から <u>令和7</u> 年度までを計画期間とする第 <u>5</u> 次総合計画を策定しており、これに基づいた実施計画により諸施策を展開している。防災面では、 <u>3つのまちづくりの基本目標の一つ「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち</u> の施策として「 <u>危機管理・防災対策の推進</u> 」を位置づけている。	自治協働課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第3節 防災に関する基本方針</p> <p>本市では、近年の都市化の進展に伴う市街地の拡大と過密化、高層化、危険物の増加、石油類、LPガス、化学薬品等の使用量の増加、自動車の増加等による都市構造の急激な変化は、複合的、広域的な災害の発生と被害を増大させる新たな要因を創り出しつつある。</p>	1-4	<p>第3節 防災に関する基本方針</p> <p><u>大阪都市圏のベッドタウンとしての役割を担っている本市では、平成12年に人口が約12万人とピークとなったが、その後人口は減少し、高齢化が進んでいる。一方で、訪日外国人観光客や市内在住の外国人の増加が進んでおり、その結果、高齢者や外国人等の災害時要配慮者が増加している。</u></p> <p><u>近年の生活様式では、電気、ガス、上下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道等の交通機関は住民の生活に欠かせないものとなっており、これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し住民生活に大きな支障をもたらし、都市機能をマヒさせるばかりでなく、複合的、広域的な災害へと増大させることが予想される。</u></p>	情報の更新
<p>また、南海トラフや中央構造線における大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊は、一度発生すればその被害は甚大である。特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されることから、その対策が急務になっている。</p>	1-4	<p>南海トラフや中央構造線における大地震、台風や集中豪雨による河川の氾濫、溪流における土石流、急傾斜地の崩壊は、一度発生すればその被害は甚大である。特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている南海<u>トラフ地震</u>や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、<u>想定を超える</u>大規模風水害による大きな被害が懸念されることから、その対策が急務になっている。</p>	情報の更新
<p>3 防災施策の大綱</p> <p>(1) 災害に強い人づくり</p> <p>② 互助能力の向上</p> <p>近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、(以下略)</p>	1-6	<p>3 防災施策の大綱</p> <p>(1) 災害に強い人づくり</p> <p>② 互助能力の向上</p> <p>近年、都市化の進行によって<u>自治会をはじめとする市民の互助活動</u>が希薄になり、(以下略)</p>	自治協働課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第2章 河内長野市の概況と災害想定</p> <p>1 自然・社会的条件</p> <p>(2) 気象</p> <p>本市の気象は瀬戸内式気候に類似し比較的温暖である。過去5年間（平成20年～平成24年）の年平均気温は15.9℃、最高気温は35.5℃、最低気温は-4.4℃、年平均降水量は1,458.4mmである。各月の平均気温及び平均降水量を下図に示す。（観測地点：日野浄水場）</p>	1-9	<p>第2章 河内長野市の概況と災害想定</p> <p>1 自然・社会的条件</p> <p>(2) 気象</p> <p><u>市</u>の気象は瀬戸内式気候に類似し比較的温暖である。過去5年間（平成29年～令和元年）の年平均気温は<u>14.9℃</u>、最高気温は<u>35.1℃</u>、最低気温は<u>-4.2℃</u>、年平均降水量は<u>1,639.4mm</u>である。各月の平均気温及び平均降水量を下図に示す。（観測地点：日野浄水場）</p>	情報の更新
<p>2 災害履歴</p> <p>(1) 地震災害の履歴</p> <p>本市でも少なからず影響を受けたと推定される。</p>	1-10	<p>2 災害履歴</p> <p>(1) 地震災害の履歴</p> <p>～<u>市</u>でも少なからず影響を受けたと推定される。</p> <p><u>また、近年では平成30年6月18日に大阪北部地震が発生した。大阪北部を震源とし、マグニチュード6.1で、震源の深さは13kmとなった。河内長野市では最大震度3を観測したが、特に大きな被害はなかった。市では、被災市に対して、被災地支援として、給水タンク車や非常飲料水袋の提供、公用車の貸出を行った。</u></p>	危機管理課意見より修正
<p>(2) 風水害の履歴</p> <p>(新設)</p>	1-11	<p>(2) 風水害の履歴</p> <p><u>⑨ 台風第21号（平成29年10月21日～23日）</u></p> <p><u>台風21号は「超大型・強い勢力」で静岡県御前崎市付近に上陸し、東日本を通り抜け温帯低気圧に変わった。超大型の状態での台風上陸は1991年ぶりであった。この台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となった。特に和歌山県新宮市では観測史上1位の値を更新（48時間に888.5mm）するなど、紀伊半島の和歌山県、奈良県、三重県を中心に24時間降水量400mm前後の大雨となった。また、西日本では風速30メートルを超える猛烈な風を観測した。</u></p>	危機管理課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	1-12	<p><u>ア 被害状況</u></p> <p><u>人的被害 軽傷者：1名</u></p> <p><u>住家被害 半壊：2棟、一部破損：8棟、床上浸水：1棟、床下浸水：8棟</u></p> <p><u>非住家被害 倉庫等：4件</u></p> <p><u>道路状況（通行規制） 市道：4箇所、府道：2箇所、国道：1箇所</u></p> <p><u>イ. 災害ボランティアセンター運営支援</u></p> <p><u>平成29年10月の台風第21号・第22号による災害対応のため、「災害に対する河内長野市と河内長野市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、河内長野市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を依頼した。</u></p> <p><u>災害ボランティアセンターは、赤峰市民広場利用者第3駐車場に平成29年10月31日から11月12日の間設置した。</u></p> <p><u>⑩ 台風第21号（平成30年9月4日）</u></p> <p><u>25年ぶりに「非常に強い」勢力で日本に上陸した台風21号は、平成30年9月4日から5日にかけて非常に強い風をとめない近畿地方を縦断した。瞬間最大風速58.1m/sを記録し、9月4日の総雨量が90mmを記録するとともに家屋被害や大規模な停電など、市に甚大な被害をもたらした。</u></p> <p><u>また、停電が長期化したことで市民生活に多大な影響を及ぼしたうえ、強風による住宅の屋根が飛ばされるなどの家屋被害が多数発生した。</u></p> <p><u>ア 被害状況</u></p> <p><u>人的被害 死者：1名、軽傷者：2名</u></p> <p><u>家屋被害 一部破損：464棟</u></p> <p><u>停電被害 約9,500件（関西電力後日発表）</u></p>	危機管理課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	1-12	<p><u>イ 応急資材の提供</u> <u>台風被害により、屋根瓦の落下やズレ、屋根の飛散など、家屋被害が多数発生し、屋根の応急対策に用いるブルーシートの需要が急激に高まり、ブルーシートが入手困難となった。そのため、市でブルーシートを入手し、被災した市民に対して配布した（配布枚数：436枚）。</u></p> <p><u>ウ り災証明書及び被害証明書の交付</u> <u>災害による被害を受け、証明書の交付申請を行った方に対して、住家については、り災証明書を、住家以外については、被害証明書を交付した。</u></p> <p><u>エ 災害ボランティアセンター運営支援</u> <u>平成30年台風第21号により被災した方で、高齢者や障がい者だけの世帯など、自分の力や地域の助け合いでは復旧が困難な被災者の復旧を支援するため、「災害に対する河内長野市と河内長野市社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、河内長野市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を依頼した。</u> <u>災害ボランティアセンターは、市民総合体育館駐車場に平成30年9月7日から9月22日の間設置した。</u></p> <p><u>オ 他市からの資材提供</u> <u>災害時の応援協定や全国青年市長会などを通じ、他市へブルーシートの提供を要請し、資材の提供を受けた。</u> <u>生駒市、鎌倉市、熊本市、王寺町</u></p> <p><u>カ 平成30年台風第21号による災害廃棄物処分</u> <u>台風被害により飛散した瓦やスレートなどの災害廃棄物を処分した。</u></p> <p><u>キ 備蓄用毛布のクリーニング及びリパック</u> <u>平成30年台風第21号及び台風第24号で避難者が使用した備蓄用毛布（135枚）をクリーニング及び真空パックし、再度指定避難所に備蓄した。</u></p>	危機管理課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
③ 洪水リスク表示図（西除川：平成 24 年 8 月、石川：平成 24 年 12 月）	1-15	④ 洪水リスク表示図（西除川：令和元年 11 月、石川：令和 2 年●月）	情報の更新
2. 大阪府 ③ 南河内農と緑の総合事務所 ・水防時防水ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供	1-24	2. 大阪府 ③ 南河内農と緑の総合事務所 ・水防ため池に関するデータ収集とため池管理者への情報提供	農林課意見より修正
(新設)	1-24	④ 南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室 ・滝畑ダムに関するデータ収集と情報提供及び関係機関との連絡調整	危機管理課意見より修正
4. 指定地方行政機関 ③ 近畿農政局（大阪地域センター）	1-24	4. 指定地方行政機関 ③ 近畿農政局（大阪府拠点）	組織名の変更
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関 ② 西日本電信電話株式会社（大阪支店）	1-25	6. 指定公共機関及び指定地方公共機関 ② <u>各電気通信</u> （西日本電信電話株式会社（大阪支店）、 <u>NTT コミュニケーションズ株式会社</u> （関西営業支店）、 <u>株式会社 NTT ドコモ</u> （関西支社）、 <u>KDDI 株式会社</u> （関西総支社）、 <u>ソフトバンク株式会社</u> ）	府計画との整合
7. 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者 ⑥ 自治会	1-26	7. 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者 ⑥ 自治会及び <u>自主防災組織等</u>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
第2編 災害予防対策 水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴う、災害危険区域（洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域）に係る要配慮者利用施設の「避難確保計画」の作成に関する記述の追加			
(新設)	2-33	<p>② 防災対策計画の実効性の確保</p> <p><u>洪水浸水想定区域内に位置し、本計画に名称を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、洪水における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めた「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画及び、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。</u></p> <p><u>市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u></p> <p>(3) 水防管理者の対応</p> <p><u>水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。</u></p>	府計画との整合
(新設)	2-40	<p>⑦ 防災対策計画の実効性の確保</p> <p><u>土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、土砂災害における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項等を定めた「避難確保計画」を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する。</u></p> <p><u>市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、市民の取組みに関する内容（地区防災計画制度、防災意識の高揚に係る対策）等を充実化			
4. 手法 (新設)	2-1	<p>4. 手法</p> <p>1 地区防災計画の策定を促進する</p> <p><u>市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努め、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。</u></p> <p>(1) 地区防災計画の作成</p> <p><u>地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う地区防災計画制度の導入による
(新設)	2-1	<p>(2) 地域防災計画への位置付け</p> <p><u>市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。</u></p> <p><u>なお、防災会議は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う地区防災計画制度の導入による

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>ア 防災リーダー育成の仕組み作り</p> <p>イ 女性、子どもの自主防災活動への参画の推進</p>	2-4	<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p><u>ア 避難所運営マニュアルの策定</u></p> <p><u>イ 避難所運営訓練</u></p> <p><u>ウ 地区防災計画の策定</u></p>	府計画との整合
<p>1. 果たすべき責任</p> <p>避難行動要支援者に配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p>	2-5	<p>1. 果たすべき責任</p> <p>避難行動要支援者の<u>多様なニーズ</u>に配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。また、被災時には、<u>男女のニーズの違いや乳幼児、妊産婦、性的少数者等、多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</u></p>	府計画との整合 人権推進課意見より修正
<p>市民は、平常時から防災に関する備えを心がける。</p>	2-5	<p><u>また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</u></p>	府計画との整合
<p>4. 手法</p> <p>1 市民の防災知識の普及啓発を図る</p> <p>【危機管理課、消防本部】</p>	2-5	<p>4. 手法</p> <p>1 市民の防災知識の普及啓発を図る</p> <p>【<u>危機管理担当部局、福祉担当部局、消防本部</u>】</p> <p><u>特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</u></p> <p><u>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>① 災害の知識</p> <p>ア 災害の態様や危険性</p> <p>② 災害への備え</p> <p>ア 7日分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレト トペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>ウ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類 の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>エ 避難路・避難地・避難所、家族との連絡方法等の確認</p> <p>オ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>カ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとし た防災訓練など防災活動への参加</p> <p>キ 緊急地震速報等に関する知識</p>	2-5	<p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>① 災害の知識</p> <p>ア <u>規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生 する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性</u></p> <p>② 災害への備え</p> <p>ア <u>最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、 携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</u></p> <p>ウ <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での 飼養についての準備</u></p> <p>エ 負傷の防止や避難経路の確保の観点からの家具、什器 の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策</p> <p>オ <u>指定緊急避難場所・避難経路・指定避難所、家族との 連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）</u>の確 認</p> <p>カ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の<u>検討</u></p> <p>キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとし た防災訓練など防災活動への参加</p> <p>ク <u>地震保険・共済、火災保険・共済の加入の検討</u></p> <p>ケ <u>警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勸 告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとる べき行動</u></p> <p>コ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災 害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行 動</u></p> <p>サ <u>気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味 の確認</u></p> <p>シ <u>緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法の確認</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>③ 災害時の行動</p> <p>エ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 オ 避難行動要支援者への支援（声かけ、手助けなど） カ 初期消火、救出救護活動 キ 心肺蘇生法、応急手当の方法 ク 避難生活に関する知識 ケ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</p>	2-6	<p>③ 災害時の行動</p> <p>エ <u>気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等による適切な行動</u> オ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処 カ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 キ 避難行動要支援者への支援（声かけ、手助けなど） ク 初期消火、救出救護活動 ケ 心肺蘇生法、応急手当 コ 避難生活に関する知識 サ <u>自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</u> シ <u>自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</u></p>	府計画との整合
<p>② 活動等を通じた啓発</p> <p>防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p>	2-6	<p>② 活動等を通じた啓発</p> <p><u>水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、</u>防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。</p>	府計画との整合
<p>2 学校における防災教育を行う 【教育推進部、危機管理課】</p>	2-7	<p>2 学校における防災教育を行う 【教育担当部局、<u>危機管理担当部局</u>】</p> <p><u>また、市は府及び周辺市町村と互いに連携を図り、防災教育に関する指導力の向上を図るため、教職員の研修会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
(記述なし)	2-7	<u>(3) 校内防災体制の確立</u> <u>学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要綱（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。</u>	府計画との整合
5. 実施すべき事項 (1) 継続して整備すべき事項 ア 防災訓練の実施 (2) 早急に整備すべき事項 ア 防災シンポジウムの開催等	2-7	5. 実施すべき事項 (1) 継続して実施すべき事項 ア 防災訓練の実施 イ <u>防災訓練等への参加の促進</u> ウ <u>学校において、一時的に帰宅困難となった場合に備え、食糧や飲料水、携帯トイレ等の災害時の備蓄品の整備</u>	府計画との整合
第3節 企業防災を推進する 1. 果たすべき責任 事業者は、災害による大きな被害を受け場合も重要業務を継続できるように、事業継続計画(BCP)を定めておく。市は、事業者による計画の策定や防災活動を促進するため支援を行う。	2-8	第3節 企業防災を推進する 1. 果たすべき責任 事業者は、災害による大きな被害を受け場合も重要業務を継続できるように、事業継続計画(BCP)を定める <u>など、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u> また、市は、 <u>事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。</u>	府計画との整合
3. 手法 1 企業防災対策を推進する <p style="text-align: right;">【危機管理課、産業経済部】</p> 被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続させるために事前に事業継続計画(BCP)を定めておく。	2-8	3. 手法 1 企業防災対策を推進する <p style="text-align: right;">【商工担当部局】</p> 被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続させるために事前に事業継続計画(BCP)を <u>策定し、運用するよう努める。</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(1) 事業者</p> <p>事業者は、重要業務を継続させるため、事業継続計画（BCP）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業者の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。</p>	2-8	<p>(1) 事業者</p> <p>事業者は、重要業務を継続させるため、事業継続計画（BCP）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業者の耐震化・<u>耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、<u>企業防災の推進</u>に努める。</p>	府計画との整合
<p>(2) 市</p> <p>市は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。</p>	2-8	<p>(2) <u>市及び府</u></p> <p><u>市及び府</u>は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等と<u>の連携体制を構築し</u>、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取り組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。<u>なお、市は、商工会と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>2 防災対策の研究を行う</p> <p>(3) 本市の防災上問題となる事項の研究</p> <p>本市の防災上問題となる事項については、特に研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられる。また、情報通信分野の技術進歩はめざましいものがあり、その技術の防災行政への活用の検討も進める。</p>	2-10	<p>2 防災対策の研究を行う</p> <p>(3) <u>市の防災上問題となる事項の研究</u></p> <p>市の防災上問題となる事項については、特に研究を実施するように努める。該当事項としては、次のような事項があげられる。また、<u>情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS など、ICT の防災施策への積極的な活用</u>に努める。</p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、情報収集伝達に関する内容（Lアラート、SNS、防災アプリ等多様な情報伝達手段の確保、外国人等に対する情報発信等）等を充実化			
<p>(3) 情報収集伝達共有体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、緊急情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ポータルサイトのホームページやメール、フェイスブックやツイッターなどソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p>	2-53	<p>(3) 情報収集伝達共有体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、<u>伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。</u></p> <p>① 情報収集伝達体制の整備</p> <p>消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。</p> <p>また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努めるとともに、<u>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p> <p>② 伝達手段の多重化・多様化</p> <p><u>様々な環境下にある住民や職員に対し、災害関連情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p><u>ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）</u></p> <p><u>イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u></p> <p><u>ウ テレビ</u></p> <p><u>エ ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）</u> <u>オ Lアラート（災害情報共有システム）</u></p> <p><u>カ ポータルサイトのウェブページやメール</u></p> <p><u>キ ソーシャルネットワークサービス（SNS）</u></p> <p><u>ク 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）</u></p> <p><u>ケ 防災アプリ</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>2 土砂災害情報相互通報システムの整備を推進する</p> <p style="text-align: center;">【危機管理課】</p> <p>土砂災害から人命を守るため、平常時から災害時を通じて、土砂災害関連情報を市民と行政機関が相互通報する土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。</p>	2-53	<u>(削除)</u>	府計画との整合
<p>(2) 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる条件整備</p> <p>外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動、防災訓練等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等も絵文字（ピクトグラム）やローマ字併記とすることを検討していく。</p>	2-71	<p><u>(2) 情報発信等による支援</u></p> <p><u>① 市内在住の外国人に対する支援</u></p> <p><u>ア 防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。</u></p> <p><u>イ 情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努め、</u>広報活動、防災訓練等において、外国語でも実施すること並びに道路標示、避難場所表示等も絵文字（ピクトグラム）やローマ字併記とすることを検討していく。</p> <p><u>② 外国人旅行者に対する支援</u></p> <p><u>ア 災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手等の情報の周知に努める。</u></p> <p><u>イ 早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトや SNS 等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。</u></p> <p><u>ウ 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>(3) 地域でのバックアップ体制の形成</p> <p>以上の対策を推進するため、関係機関は情報交換を行い、避難行動要支援者対策を実施する。</p>	2-71	<p><u>(3) 避難所における支援</u></p> <p><u>市は、避難所の運営が円滑に多言語支援を行えるよう、国際協力協会と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。</u></p>	府計画との整合 文化・スポーツ振興課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、避難所運営に関する内容（環境整備、福祉避難所、生活必需品の備蓄物資）等を充実化			
<p>5 福祉避難所における体制を整備する</p> <p>【子ども・福祉部、健康長寿部】</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介護・医療的ケアなどの相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p>	2-70	<p>5 福祉避難所における体制を整備する</p> <p>【危機管理担当部局、福祉施設関係部局】</p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>高齢福祉課意見より修正</p> <p>府計画との整合</p>
<p>4. 手法</p> <p>1 避難地・避難路を指定する</p> <p>【危機管理課】</p>	2-72	<p>4. 手法</p> <p>1 <u>避難場所・避難経路を指定する</u></p> <p>【危機管理担当部局】</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>府計画との整合</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(2) その他の避難地及び避難路の選定</p> <p>浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。なお、避難路、避難地、避難所を選定した場合は、図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、日ごろから周知に努める。</p> <p>また、選定した避難路、避難地、避難所については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める</p>	2-73	<p>(2) その他の避難場所及び避難経路の選定</p> <p>浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難経路を選定する。</p> <p><u>避難場所・避難経路の指定にあたり、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u></p> <p><u>なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。</u></p> <p>また、選定した避難経路、避難場所、避難所については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。</p> <p>避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。</p>	府計画との整合
<p>3 避難所の指定と運営管理体制を整備する</p> <p>【危機管理課、避難・福祉部全部】</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>指定避難所は、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p>	2-74	<p>3 避難所の指定と運営管理体制を整備する</p> <p>【<u>危機管理担当部局、避難所・避難場所担当部局</u>】</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>指定避難所は、<u>非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備</u>に努める。具体的には次のとおりとする。</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>① 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。</p> <p>② 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>	2-74	<p><u>ア</u> 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。</p> <p><u>イ</u> 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。<u>一時避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p><u>エ</u> 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、<u>良好な生活環境を確保するため</u>、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。<u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(2) 福祉的整備</p> <p>多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」等に基づき、スロープ等の改善を含め福祉仕様のトイレを設置する（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。これらの改善、設置等が当面困難な場合は、仮設のスロープ、トイレ等で対応するものとする。</p>	2-75	<p>(2) 福祉的整備</p> <p>多人数の避難に供する施設の管理者は、「大阪府福祉のまちづくり条例」及び条例に準拠した「河内長野市福祉のまちづくりのための環境整備要綱」、<u>その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。また、スロープ等の改善を含め福祉仕様のトイレを設置するよう努める</u>（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）。</p>	府計画との整合
<p>(8) 避難所の運営管理体制の整備</p> <p>避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。</p>	2-76	<p>(8) 避難所の運営管理体制の整備</p> <p>避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する。<u>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的にして避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u></p>	府計画との整合
<p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p>	2-84	<p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p><u>オ 物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
災害警戒本部、災害対策本部の組織の見直し			
第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する 4. 手法 1 組織体制と配備体制を整備する <p style="text-align: right;">【危機管理課】</p> 市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災にかかる中核的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。	2-45	第1節 市及び関係機関の防災体制を整備する 4. 手法 1 組織体制と配備体制を整備する <p style="text-align: right;">【危機管理担当部局】</p> 市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、 <u>災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。</u> <u>市と府は、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u>	府計画との整合
(1) 組織体制 ③ 災害対策本部 [組織]（表は別紙2参照）	2-46	(1) 組織体制 ③ 災害対策本部 [組織]（表は別紙2参照）	情報の更新
(2) 配備体制 ① 配備基準 イ 警戒配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報を発令するとき。 	2-46	(2) 配備体制 ① 配備基準 イ 警戒配備体制 <u>(キ) 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令するとき。 	語句の修正
ウ 非常配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告を発令するとき。 ・東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 エ 緊急配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示を発令するとき。 	2-47	ウ 非常配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市域に氾濫危険情報、又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。</u> ・避難勧告（警戒レベル4）を発令するとき。 ・<u>南海トラフ地震に係る警戒宣言が発せられたとき。</u> エ 緊急配備体制 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示（緊急）（警戒レベル5）を発令するとき。 	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
② 勤務時間外における動員体制 ウ 避難所開設要員	2-47	② 勤務時間外における動員体制 ウ <u>地域サポーター（防災）</u>	情報の更新
災害対応時の体制を具体化するため、受援計画の作成、災害廃棄物処理体制や罹災証明書発行体制の事前整備等に関する記述を追加			
(新設)	2-51	<u>(4) 応援・受援体制の整備</u> <u>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</u>	府計画との整合
(新設)	2-51	<u>① 応援・受援計画の目的</u> <u>支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。</u> <u>② 計画に定める主な内容</u> <u>ア 組織体制の整備</u> <u>イ 受援担当者の配置</u> <u>ウ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ</u> <u>エ 人的応援に係る担当部局との調整</u> <u>オ 災害ボランティアの受入れ</u> <u>カ 人的支援等の提供の調整</u> <u>キ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ</u> <u>ク 人的・物的資源の管理及び活用</u>	府計画との整合
(新設)	2-17	<u>9 災害発生時の廃棄物処理体制の確保を図る</u> <u>【災害廃棄物担当部局】</u>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	2-17	<p><u>府及び市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。</u></p> <p><u>(1) し尿処理</u></p> <p><u>ア 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</u></p> <p><u>イ 市は、既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</u></p> <p><u>ウ 市は、災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。</u></p> <p><u>エ 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</u></p> <p><u>オ 市は、し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。</u></p> <p><u>カ 市及び府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。</u></p> <p><u>(2) ごみ処理</u></p> <p><u>ア 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</u></p> <p><u>イ 市は、既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	2-18	<p><u>ウ 市は、災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。</u></p> <p><u>エ 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。</u></p> <p><u>オ 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。</u></p> <p><u>カ 府は、市町村間等の協力体制の整備について支援する。</u></p>	府計画との整合
(新設)	2-18	<p><u>(3) 災害廃棄物等の処理</u></p> <p><u>ア 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</u></p> <p><u>イ 市又は府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。</u></p> <p><u>ウ 市又は府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。</u></p> <p><u>エ 市又は府は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	2-79	3 罹災証明書の発行体制を整備する <u>【危機管理担当部局、家屋調査関係部局】</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更
(新設)	2-79	<p><u>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p>(1) 実施体制の整備</p> <p><u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</u></p> <p>(2) 被災者への周知</p> <p><u>被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。</u></p> <p>(3) 応援体制の強化</p> <p><u>府は、市における罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
重要物流道路制度に関する記述や大阪南部高速道路の整備促進に関する記述を追加			
4. 手法 1 陸上輸送体制を整備する （新設）	2-63	4. 手法 1 陸上輸送体制を整備する <u>(5) 重要物流道路の指定等</u> <u>国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。</u>	府計画との整合
5. 整備すべき事項 (2) 早急に整備すべき事項 ② 道路整備事業の推進 ア 堺市（泉北）方面へのアクセス道路の整備促進 ウ 日野加賀田線整備促進	2-18	5. 整備すべき事項 (2) 早急に整備すべき事項 ② 道路整備事業の推進 ア 堺市方面へのアクセス道路の整備促進 ウ <u>大阪南部高速道路の整備促進</u>	都市整備課意見より修正
5. 整備すべき事項 (2) 早急に整備すべき事項 ア 陸上輸送体制の整備 清水・日野間を接続するふるさと農道の供用開始 大阪河内長野線の整備促進、堺市（泉北）方面へのアクセス道路の整備促進	2-64	5. 整備すべき事項 (2) 早急に整備すべき事項 ア 陸上輸送体制の整備 清水・日野間を接続するふるさと農道の供用開始 大阪河内長野線の整備促進、堺市方面へのアクセス道路の整備促進 <u>大阪南部高速道路の整備促進</u>	都市整備課意見より修正
5. 整備すべき事項 (1) 早急に整備すべき事項 目標を達成するために早急に整備すべき事項について、実施計画を示す。実施期間は、おおむね平成 26 年度～平成 27 年度とする。 実施計画には、「地震防災対策特別措置法」に基づく「大阪府第四次地震防災緊急事業五ヵ年計画(平成 23 年度～平成 27 年度)」や「河内長野市第 4 次総合計画」における「実施計画」等を含む。	2-0	5. 整備すべき事項 (1) 早急に整備すべき事項 目標を達成するために早急に整備すべき事項について、実施計画を示す。実施期間は、おおむね <u>令和 2 年度～令和 3 年度</u> とする。 実施計画には、「地震防災対策特別措置法」に基づく「大阪府 <u>第六次</u> 地震防災緊急事業五ヵ年計画（ <u>令和 3 年度～令和 7 年度</u> ）」や「河内長野市第 <u>5</u> 次総合計画」における「実施計画」等を含む。	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
その他の災害予防対策に関する修正			
(2) 今後整備すべき事項 目標を達成するために必要な事項について、中・長期的な計画を示す。実施期間は、平成 28 年度～平成 32 年度までとする。しかし、事業の進捗により、その期間を超えるものについても、継続して本計画を推進する。	2-0	(2) 今後整備すべき事項 目標を達成するために必要な事項について、中・長期的な計画を示す。実施期間は、 <u>令和 3 年度～令和 7 年度</u> までとする。しかし、事業の進捗により、その期間を超えるものについても、継続して本計画を推進する。	情報の更新
第 1 節 自主防災体制を整備（支援）する 3. 現況 平成 23 年に自らの取り組みとして、自主防災組織連絡協議会を立ち上げ、各自主防災組織の情報の共有化、活動の支援、防災リーダーの育成に取り組み、市はこの活動の支援を行っている。	2-1	第 1 節 自主防災体制を整備（支援）する 3. 現況 平成 23 年に自らの取り組みとして、自主防災協議会を立ち上げ、各自主防災組織の情報の共有化、活動の支援、防災リーダーの育成に取り組み、市はこの活動の支援を行っている。 <u>令和元年 11 月 1 日現在、66 の自主防災組織が活動している。</u>	情報の更新
第 2 節 市民の防災意識の高揚を図る 実施担当：危機管理課 実施担当：教育推進部	2-5	第 2 節 市民の防災意識の高揚を図る 実施担当： <u>危機管理担当部局</u> 実施担当： <u>教育担当部局</u> 実施担当： <u>福祉担当部局：福祉分野における防災意識の高揚のための対策の推進</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合
(2) 普及啓発の方法 ① パンフレット等による啓発 防災パンフレット、防災マップ、ビデオ等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページを活用した普及啓発を実施する。また、外国語版、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。	2-6	(2) 普及啓発の方法 ① パンフレット等による啓発 防災パンフレット、防災マップ、 <u>映像</u> 等を作成、活用するとともに、広報紙及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発及びホームページを活用した普及啓発を実施する。また、外国語版、点字版の作成や <u>映像</u> への字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、多様できめ細かな啓発に努める。	語句の修正
(3) 今後整備すべき事項	2-8	(2) <u>今後実施</u> すべき事項	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第4節 災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う</p> <p>3. 現況</p> <p>「地区別防災カルテ」、「防災アセスメント調査」、「地震被害想定調査」等を行い、市の災害に対する現状を把握し、適切な防災対策を継続的に実施している。</p>	2-9	<p>第4節 災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究を行う</p> <p>3. 現況</p> <p><u>ハザードマップを全戸配布し、「地域版ハザードマップ」、「ため池ハザードマップ」、「地域安全マップ」等を作成し、</u> 市の災害に対する現状を把握し、適切な防災対策を継続的に実施している。</p>	情報の更新
<p>4. 手法</p> <p>1 災害危険箇所の調査を行う</p> <p>イ 地すべり等防止法急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び砂防法）に基づく指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。</p>	2-9	<p>4. 手法</p> <p>1 災害危険箇所の調査を行う</p> <p>イ 地すべり等防止法、<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び砂防法</u>に基づく指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期する。</p>	公園河川課意見より修正
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市の防災機能を強化する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>関係法令</p> <p>都市計画法、都市公園法、都市再開発法、建築基準法、土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、砂防法、地すべり等防止法、下水道法、水道法、地震防災対策特別措置法、都市緑地法、生産緑地法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法</p>	2-12	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 都市の防災機能を強化する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>関係法令</p> <p>都市計画法、都市公園法、都市再開発法、建築基準法、土地改良法、土地区画整理法、宅地造成等規制法、河川法、砂防法、地すべり等防止法、下水道法、水道法、地震防災対策特別措置法、都市緑地法、生産緑地法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、道路法、<u>農業用ため池の管理及び保全に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u></p>	農林課、環境経済部意見より修正
<p>2. 達成目標</p> <p>(3) 木造密集市街地の整備促進</p> <p>木造密集市街地を解消（不燃化、耐震化）する。</p>	2-12	<p>2. 達成目標</p> <p>(3) <u>災害に強いすまいとまちづくりの整備促進</u></p> <p><u>災害に強いすまいとまちづくり促進区域</u>を解消（不燃化、耐震化）する。</p>	都市整備課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
3. 現況 (3) 木造密集市街地の整備促進を実施	2-13	3. 現況 (3) <u>災害に強いすまいとまちづくりの整備促進を実施</u>	都市整備課意見より修正
4. 手法 1 防災空間の整備を図る ① 都市公園等の整備・充実 ウ 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 エ その他防災に資する身近な都市公園の整備	2-13	4. 手法 1 防災空間の整備を図る ① 都市公園等の整備 ウ 災害救援活動の拠点となる都市公園の <u>充実</u> エ その他防災に資する身近な都市公園の <u>充実</u>	公園河川課意見より修正
2 都市基盤施設の防災機能を強化する (3) ため池等農業水利施設の防災機能の強化 ア ため池耐震対策の推進	2-14	2 都市基盤施設の防災機能を強化する (3) ため池等農業水利施設の防災機能の強化 (<u>ため池耐震対策の推進</u>)	公園河川課意見より修正
3 木造密集市街地の整備促進を図る 【都市づくり部】 市は、関係機関等と連携し、防災性向上を図るべき木造密集市街地として位置付けた「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されている本町・長野町と三日市町駅周辺の2区域において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等に基づき、「災害に強いすまいとまちづくり整備計画」を策定し、下記の諸施策の実施に向けて、都市計画道路河内長野駅前線の整備を府に要望するとともに、建物の不燃化・耐震化促進と都市基盤や住宅・住環境の総合的整備を図る。	2-14	3 <u>災害に強いすまいとまちづくりの整備促進を図る</u> 【建設担当部局】 <u>市は、関係機関等と連携し、防災性向上を図る必要のある「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定されている本町・長野町と三日市町駅周辺の2区域において、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」の考え方を踏まえて、整備計画を策定し、大阪府と連携のもと、それぞれの市街地の特性を考慮し、下記の諸施策の実施に向けて、大阪府に都市計画道路河内長野駅前線の整備を要望するとともに適切な事業手法の適用や、規制誘導などにより、災害に強いすまいとまちづくりを進める。</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更 都市整備課意見より修正
4 土木構造物の耐震対策を強化する (4) ため池施設 水防ため池の耐震対策を実施する。	2-15	4 土木構造物の耐震対策を強化する (4) ため池施設 <u>市は、府が実施するため池等農業用施設の耐震性調査・診断について、ため池管理者とともに連携を図り、推進していく。また、「土地改良施設耐震対策計画（案）」（大阪府環境農林水産部）に基づき、耐震対策の実施に努める。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。</u>	農林課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(5) 公園 公園斜面崩壊対策を実施する。	2-15	(5) <u>公園・緑地</u> 公園・緑地については、斜面地の点検等に基づき対策等に努める。	公園河川課意見より修正
7 ガス施設設備の強化・保全を図る 【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社】 イ 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。 エ 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。	2-16	7 ガス施設設備の強化・保全を図る 【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社、 <u>LP ガス事業者</u> 】 イ <u>都市ガス事業者は</u> 、中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継ぎ手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。 エ <u>都市ガス事業者は</u> 、施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。	表記の統一
8 電気通信施設設備の強化・保全を図る 【西日本電信電話株式会社】	2-17	8 電気通信施設設備の強化・保全を図る 【西日本電信電話株式会社、 <u>NTT コミュニケーションズ株式会社</u> （関西営業支店）、株式会社NTT ドコモ（関西支社）、 <u>KDDI 株式会社</u> （関西総支社）、 <u>ソフトバンク株式会社</u> 】	府計画との整合
第2節 建築物の耐震対策を強化する 実施担当：都市づくり部 実施担当：教育推進部 生涯学習部 実施担当：総務部	2-19	第2節 建築物の耐震対策を強化する 実施担当： <u>建設担当部局</u> 実施担当： <u>教育担当部局</u> 実施担当： <u>市有建築物所管部局</u>	防災計画上の必要な部局名称に変更
4. 手法 1 建築物の耐震対策を強化する 【総務部、都市づくり部、教育推進部、生涯学習部】 市及び関係機関は、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」並びに「河内長野市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を計画的に実施する。	2-20	4. 手法 1 建築物の耐震対策を強化する 【 <u>市有建築物所管部局、建設担当部局、教育担当部局</u> 】 市及び関係機関は、「 <u>住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪</u> 」並びに「河内長野市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進と建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を計画的に実施する。 <u>また、ブロック塀等の安全対策や家具などの転倒防止対策等の促進</u> に努める。	防災計画上の必要な部局名称に変更 教育総務課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(1) 市有建築物</p> <p>ウ 公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>オ 非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。</p>	2-20	<p>(1) 市有建築物</p> <p>エ <u>ブロック塀等の安全対策、天井等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。</u></p> <p>また、ガラス飛散防止、ロッカー・家具等の転倒防止対策等を講ずる。</p>	教育総務課意見より修正
<p>5. 整備すべき事項</p> <p>ア 公立小・中学校、公立幼稚園の耐震化</p> <p>学校施設の耐震診断結果に基づき、耐震改修の計画的な実施を図る。</p>	2-21	<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(削除)</p>	教育総務課意見より修正
<p>第3節 火災予防対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>関係法令</p> <p>消防法、消防組織法、建築基準法、森林法、地震防災対策特別措置法</p>	2-22	<p>第3節 火災予防対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>関係法令</p> <p>消防組織法、<u>消防法、河内長野市火災予防条例</u>、建築基準法、森林法、地震防災対策特別措置法</p>	消防本部意見より修正
<p>4. 手法</p> <p>1 火災予防のための指導を実施する</p> <p>(4) 各種団体等</p> <p>大地震時等に予測される同時多発火災に対応するため、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」という基本理念のもとに、自治会、町内会を単位とした自主防災組織の結成及び育成を推進していく。</p>	2-23	<p>4. 手法</p> <p>1 火災予防のための指導を実施する</p> <p>(削除)</p>	消防本部意見より修正
<p>2 火災予防検査を実施する</p> <p>(1) 立入検査</p> <p>ア 通常検査 防火対象物の規模、危険性等に応じ、定期的に位置、構造、設備及び管理状況について、火災に関する法令等の履行状況を検査する。</p>	2-23	<p>2 火災予防検査を実施する</p> <p>(1) 立入検査</p> <p>ア 通常検査 防火対象物の規模、危険性等に応じ、定期的に位置、構造、設備及び<u>管理の状況</u>について、法令等の履行状況を検査する。</p>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(3) 特別査察 必要に応じその都度期間、防火対象物の種別、査察内容を指定して特別査察を実施し、火災などの災害の防止を図る。	2-23	(削除)	消防本部意見より修正
3 建築物等の火災予防対策を強化する (1) 一般建築物、住宅 ① 火災予防査察の強化 一般建築物について消防法（第4条、第4条の2）に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化について、改善指導する。	2-23	3 建築物等の火災予防対策を強化する (1) 一般建築物、 <u>住宅</u> ① 火災予防査察の強化 一般建築物について消防法（第4条）に基づく <u>立入検査</u> を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の <u>維持管理状況等</u> について、改善指導する。	消防本部意見より修正
② 防火管理者制度の推進 学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。	2-23	② 防火管理者制度の推進 学校、病院、工場など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条の規定による防火管理者による防火管理上必要な業務が適切に行われるよう指導する。	消防本部意見より修正
⑤ 市民、事業者に対する指導 市民、事業者に対し、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付きストーブ等の普及の徹底を図る。また、広報活動や消防合同訓練などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。	2-24	⑤ 市民、事業者に対する指導 市民、事業者に対し、 <u>住宅用火災警報器の設置及び点検</u> 、消火器の使用法、地震発生時の火気器具・電気器具の取り扱い、 <u>感震ブレーカー</u> 等の普及の徹底を図る。また、広報活動や消防合同訓練などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。	消防本部意見より修正
(2) 高層建築物等 消防法等に基づき、消防用設備等の維持管理、共同防火管理体制の確立、防災規制など、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。	2-24	(2) 高層建築物等 消防法等に基づき、消防用設備等の維持管理、共同防火管理 <u>協議事項を定め統括防火管理者及び統括防災管理者の選任</u> 、防災規制など、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。	消防本部意見より修正
① 対象施設 イ 消防法施行令別表第1（抄）に掲げる建築物で、5階以上のもの	2-24	① 対象施設 イ 消防法施行令別表第1（抄）に掲げる建築物で、 <u>管理権原の分かれている消防法で規定された防火対象物</u>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
③ 共同防火管理体制の確立 管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。	2-24	③ 共同防火管理体制の確立 管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制を構築し共同防火管理協議事項を規定するよう指導する。	消防本部意見より修正
④ 防災規制 高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。	2-24	④ 防災規制 高層建築物や劇場などで使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。	消防本部意見より修正
5. 整備すべき事項 (1) 継続して整備すべき事項 たき火、たばこのポイ捨て等の予防看板の設置を行う。 ア 林野における位置把握のため、目標杭の設置、林野防ぎよ図の整理を行う。 イ 消防力強化のため、防備資機材の整備と備蓄を推進する。	2-25	5. 整備すべき事項 (1) 継続して整備すべき事項 たき火、たばこのポイ捨て等の予防看板の設置を行う。 また、林野における位置把握のため、林野防ぎよ図を作成し、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。	消防本部意見より修正
第4節 ライフライン確保体制を整備する 3. 現況 (2) 下水道 ア 地震対策：管渠の耐震化 イ 震災対策：排水路整備	2-26	第4節 ライフライン確保体制を整備する 3. 現況 (2) 下水道 地震対策：管渠の耐震化	下水道課意見より修正
2 下水道の防災対策を強化する (4) 協力応援体制の整備 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間の協力応援体制を整備する。	2-27	2 下水道の防災対策を強化する (4) 協力応援体制の整備 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府・市間及び民間との災害時維持修繕協定などの協力応援体制を整備する。	下水道課意見より修正
(1) 応急復旧体制の強化 ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。	2-28	(1) 応急復旧体制の強化 ア 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。	語句の修正
(5) 市民への広報 感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。	2-28	(5) 市民への広報 飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
5 ガス防災対策を強化する 【大阪ガス株式会社・河内長野ガス株式会社】	2-28	5 ガス防災対策を強化する 【大阪ガス株式会社・河内長野ガス株式会社、 <u>LPガス事業者</u> 】	府計画との整合
6 LPガス防災対策を強化する 【(一社)大阪府LPガス協会】 災害発生の予防、災害発生時のLPガスの二次災害の防止と需要者のガス供給確保のために、設備面及び体制面等において総合的な災害予防対策を図る。	2-28	(1) 応急復旧体制の強化 <u>ク LPガス事業者は、災害発生の予防、災害発生時のLPガスの二次災害の防止と需要者のガス供給確保のために、設備面及び体制面等において総合的な災害予防対策を図る。</u>	危機管理課意見より修正
7 通信防災対策を強化する (3) 防災訓練の実施 ② 市地域防災総合訓練に参加し、これに協力する。	2-29	<u>6</u> 通信防災対策を強化する (3) 防災訓練の実施 (削除)	情報の更新
第5節 交通確保体制を整備する 実施担当：都市づくり部 実施担当：産業経済部 事業者：所轄道路施設の応急点検体制の整備	2-30	第5節 交通確保体制を整備する 実施担当： <u>道路担当部局</u> 実施担当： <u>公共交通担当部局</u> 事業者： <u>所轄道路施設・鉄道施設等の</u> 応急点検体制の整備	防災計画上の必要な部局名称に変更 語句の修正
第6節 水害予防対策を強化する 1. 果たすべき責任 関係法令 河川法、下水道法、水防法、地震防災対策特別措置法、土地改良法	2-32	第6節 水害予防対策を強化する 1. 果たすべき責任 関係法令 河川法、下水道法、水防法、地震防災対策特別措置法、 <u>土地改良法、農業用ため池の管理及び保全に関する法律</u>	農林課意見より修正
3. 現況 (1) 河川の改修を実施 (2) 洪水ハザードマップの作成 石川浸水想定区域図及び洪水リスク表示図に基づいた洪水ハザードマップを作成し、市民に配布	2-32	3. 現況 (1) 河川の改修を実施 (2) 洪水ハザードマップの作成 <u>(3) 地域版ハザードマップの作成</u> <u>(4) 内水ハザードマップの作成</u> <u>(5) ため池ハザードマップの作成</u>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 手法</p> <p>2 水害防止対策を強化する</p> <p>(1) 府の対応</p> <p>イ 府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、気象庁と共同して洪水予報を行う。</p> <p>ウ 府は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）及び危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは到達情報を発表する。</p> <p>エ 府は、洪水予報河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めた河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。現在、市に関係する河川では石川が洪水予報河川に、西除川が避難判断水位（特別警戒水位）設定河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。</p>	2-32	<p>4. 手法</p> <p>2 水害防止対策を強化する</p> <p>(1) 府の対応</p> <p>イ 府は、水防法の規定に基づき、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川を指定し、<u>大阪管区気象台</u>と共同して洪水予報を行う。</p> <p>ウ 府は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について避難判断水位（特別警戒水位）及び危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは到達情報を発表する。</p> <p><u>エ 府及び近畿地方整備局は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</u></p> <p><u>オ</u> 府は、洪水予報河川又は避難判断水位（特別警戒水位）を定めた河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を<u>洪水浸水想定区域</u>に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。現在、市に関係する河川では石川が洪水予報河川に、西除川が避難判断水位（特別警戒水位）設定河川に指定され、それぞれ浸水想定区域図が公表されている。</p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(ア) 石川浸水想定区域図 (以下略) (イ) 石川浸水想定区域図 (以下略) (ウ) 西除川浸水想定区域図（参考図）	2-33	(ア) 石川洪水浸水想定区域図 (以下略) (イ) 石川洪水浸水想定区域図 (以下略) (ウ) 西除川洪水浸水想定区域図（令和元年11月、府が公表） <u>水防法の規定により西除川の外水氾濫による浸水区域と浸水深を示した図であり、おおむね100年に1回程度起こる大雨（24時間雨量233.9mm、1時間雨量75.8mm）、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（24時間雨量904.1mm、1時間雨量102.5mm）を想定して作成されている。</u> <u>(エ) 石川洪水浸水想定区域図</u> <u>令和2年度更新予定</u>	府計画との整合
(2) 市の対応 ① 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、説明会、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。	2-33	(2) 市の対応 ① 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとし、説明会、ハザードマップ等により、市民に周知するよう努める。 <u>ハザードマップ作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。</u>	府計画との整合
5 農地の湛水被害を防止する (3) 今後整備すべき事項 ① 河川改修 時間雨量50mm以上に対応する施設整備を行う。	2-35	5 農地の湛水被害を防止する (3) 今後整備すべき事項 ① 河川改修 <u>河川機能の維持管理のため護岸工事や、河川水量を調整するため、大規模開発用地の造成に伴って設けられた調整池の機能回復等、治水対策を図る。</u>	公園河川課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第7節 土砂災害の予防対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>～土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>	2-36	<p>第7節 土砂災害の予防対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>～土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、<u>森林経営管理法</u></p>	農林課意見より修正
<p>(2) 防災のための住宅移転促進事業等の制度を適用する。</p>	2-36	<p>(2) 防災のための住宅移転・<u>補強</u>促進事業等の制度を適用する。</p>	公園河川課意見より修正
<p>3. 現況</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現況</p> <p>本市では、土砂災害防止法第6条に基づき、急傾斜地の崩壊で376箇所、土石流で46箇所又、土砂災害防止法第8条に基づき急傾斜地の崩壊で315箇所、土石流で39箇所を大阪府が指定している。(平成25年12月26日現在)</p>	2-37	<p>3. 現況</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現況</p> <p>市では、土砂災害防止法第7条に基づき、急傾斜地の崩壊で<u>1,469</u>箇所、土石流で<u>210</u>箇所又、土砂災害防止法第10条に基づき急傾斜地の崩壊で<u>1,465</u>箇所、土石流で<u>189</u>箇所を大阪府が指定している。<u>(令和2年6月15日現在)</u></p>	情報の更新
<p>(7) 警戒避難体制の現況</p> <p>① 情報の収集伝達体制</p> <p>ウ 避難勧告等の伝達</p> <p>(ア) 避難準備情報（避難行動要支援者避難）、避難勧告（一次避難）、避難指示（二次避難）の伝達</p> <p>テレビ、ラジオ、広報車、携帯拡声器放送、防災行政無線等</p>	2-37	<p>(7) 警戒避難体制の現況</p> <p>① 情報の収集伝達体制</p> <p>ウ 避難勧告等の伝達</p> <p>(ア) <u>種類</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の伝達</u></p> <p>(イ) <u>伝達手段</u></p> <p><u>テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線等、エリアメール、ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック、ツイッター、ラインなど）</u></p>	情報の更新
<p>② 土砂災害危険箇所及び危険区域の周知について</p> <p>土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所については、現地看板を設置して周知に努めている。</p>	2-37	<p>② 土砂災害危険箇所及び危険区域の周知について</p> <p>土石流危険渓流については、現地看板を設置し、急傾斜地崩壊危険箇所については、<u>災害ハザードマップ</u>で周知に努めている。</p>	公園河川課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 手法</p> <p>1 急傾斜地崩壊対策を強化する</p> <p>(3) 防災のための住宅移転の実施</p> <p>「がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省）」と「防災のための集団移転促進事業（内閣府）」の2つの制度の適用を行う。</p>	2-37	<p>4. 手法</p> <p>1 急傾斜地崩壊対策を強化する</p> <p>(3) 防災のための住宅移転の実施</p> <p>「がけ地近接等危険住宅移転事業（国土交通省）」と「防災のための集団移転促進事業（内閣府）」の2つの制度を<u>推進する。</u></p>	語句の修正
<p>4 山地災害対策を強化する</p> <p style="text-align: center;">【産業経済部、大阪府】</p> <p>国・府は森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努めている。</p>	2-38	<p>4 山地災害対策を強化する</p> <p style="text-align: center;">【農林担当部局、大阪府】</p> <p>国・府は森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努めている。<u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、立木の伐採、林外搬出などの対策推進や、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。</u></p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合
<p>6 土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する</p> <p>⑤ 警戒避難体制等</p>	2-39	<p>6 土砂災害警戒区域等における防災対策を推進する</p> <p>⑤ <u>住宅移転及び補強の実施</u></p> <p>「がけ地近接等危険住宅移転事業」及び「土砂災害特別警戒区内不適格住宅補強事業」の制度を推進する。</p> <p>⑥ 警戒避難体制等</p>	公園河川課意見より修正
(新設)	2-40	<p>⑧ <u>土砂災害警戒区域等の周知</u></p> <p>市及び府は土砂災害警戒区域等の指定箇所<u>の周知に努める。</u></p>	公園河川課意見より修正
<p>7 警戒避難体制を整備する</p> <p>(4) 避難路等の整備</p> <p>ア ハザードマップ等により、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難所、避難地、避難路を選定するとともに、関係住民に周知する。</p> <p>イ 避難所、避難地、避難路の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。</p>	2-41	<p>7 警戒避難体制を整備する</p> <p>(4) 避難経路等の整備</p> <p>ア ハザードマップ等により、危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難所、<u>避難場所</u>、<u>避難経路</u>を選定するとともに、関係住民に周知する。</p> <p>イ 避難所、<u>避難場所</u>、<u>避難経路</u>の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>② 警戒避難体制の整備</p> <p>ア 危険区域（箇所）の周知</p> <p>土砂災害危険区域（箇所）について、現地看板を全て設置する。また、地区別防災カルテ等の公開により危険区域（箇所）の周知を行う。</p> <p>エ 避難場所の確保</p> <p>避難所が2kmを超え、代替避難所のない7地区について一時的に安全な避難場所の確保に努める。</p> <p>③ 間伐材対策</p>	2-42	<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p><u>② 土砂災害特別警戒区域内不適格住宅補強事業の推進</u></p> <p><u>土砂災害特別警戒区域での既存不適格住宅について補強指導を行う。</u></p> <p><u>③ 警戒避難体制の整備</u></p> <p>ア 危険区域（箇所）の周知</p> <p><u>土砂災害危険区域（箇所）が多い地区において、住民みずから危険箇所や避難ルート等を想定した地域安全マップの作成や避難訓練の実施等の支援を行う。</u></p> <p>エ 避難場所の確保</p> <p>避難所が2kmを超え、代替避難所のない地区7地区（<u>石見川、小深、太井、鳩原、流谷、加賀田、唐久谷</u>）について一時的に安全な避難場所の確保に努める。</p> <p><u>④ 間伐材対策</u></p>	公園河川課意見より修正情報の更新
<p>第8節 危険物等の災害予防対策を強化する</p> <p>危険物にかかる施設の把握、防災指導</p>	2-42	<p>第8節 危険物等の災害予防対策を強化する</p> <p>危険物等施設の把握、<u>査察</u>指導</p>	消防本部意見より修正
<p>1. 果たすべき責任</p> <p>市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。危険物施設の管理者は、関係法令を遵守する。</p>	2-42	<p>1. 果たすべき責任</p> <p>市は、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物等施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。危険物等施設の管理者は、関係法令を遵守する。</p>	消防本部意見より修正
<p>2. 達成目標</p> <p>危険物に起因する災害等を防除し、市民の安全を確保する。</p>	2-43	<p>2. 達成目標</p> <p>危険物等に起因する災害等を防除し、市民の安全を確保する。</p>	消防本部意見より修正
<p>3. 現況</p> <p>危険物等施設は次の5つに分けられる。このうち、市の規制する施設は、危険物にかかる施設である。</p>	2-43	<p>3. 現況</p> <p>危険物等施設は次の5つに分けられる。このうち、市の規制する施設は、危険物に係る施設、<u>高圧ガスに係る施設、火薬類に係る施設</u>である。</p>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 手法</p> <p>1 危険物災害予防対策を強化する</p> <p>(2) 指導</p> <p>ア 危険物施設の実態に即した予防規定の策定を指導する。</p>	2-43	<p>4. 手法</p> <p>1 危険物災害予防対策を強化する</p> <p>(2) 指導</p> <p>ア 危険物施設の実態に即した予防<u>規程</u>の策定を指導する。</p>	消防本部意見より修正
<p>2 高圧ガス災害予防対策を強化する</p> <p>関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。</p>	2-43	<p>2 高圧ガス災害予防対策を強化する</p> <p>関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、啓発活動等を実施する。</p> <p><u>(1) 規制</u></p> <p><u>ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。</u></p> <p><u>イ 高圧ガスの取り扱いについては、有資格者が実施するよう徹底させる。</u></p> <p><u>ウ 関係機関と連携して、高圧ガス車両の一斉取り締まりを実施する。</u></p>	消防本部意見より修正
<p>3 火薬類災害予防対策を強化する</p> <p>関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。</p>	2-43	<p>3 火薬類災害予防対策を強化する</p> <p>関係法令による規制、保安教育や保安体制確立のための指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、啓発活動等を実施する。</p> <p><u>(1) 規制</u></p> <p><u>ア 立入検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。</u></p>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	2-47	<p>2 災害情報等の事前準備をする</p> <p style="text-align: right;">【危機管理担当部局】</p> <p><u>市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報 といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にした「河内長野市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知及び災害予防対策に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>2 防災拠点機能等の確保、充実を推進する</p> <p>(1) 司令塔機能の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。</p> <p>また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。また、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施について配慮する。</p>	2-48	<p>2 防災拠点機能等の確保、充実を推進する</p> <p>(1) 司令塔機能の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害対策本部室等の司令塔機能施設を整備するよう努める。</p> <p>また、代替施設の選定などのバックアップ対策を講じるとともに、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。また、拠点施設が災害時に被害を受けないよう、<u>非構造部材を含む耐震化を推進する等、対策の実施について配慮する。</u></p>	府計画との整合
<p>(2) 災害対策本部用備蓄</p> <p>十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努めるとともに、災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。</p>	2-48	<p>(2) 災害対策本部用備蓄</p> <p>十分な期間の発電が可能となるよう、<u>燃料供給に関する協定の締結や燃料の備蓄等に努める。</u>また災害対策本部用として、飲料水・食糧等を備蓄する。</p>	情報の更新
<p>3 地域防災拠点を整備する</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課、消防本部】</p> <p>また、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。</p> <p>・物資輸送拠点：府立長野高校、地域活性交流拠点</p>	2-48	<p>4 地域防災拠点を整備する</p> <p style="text-align: right;">【危機管理担当部局、消防本部】</p> <p>また、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。</p> <p>・物資輸送拠点：<u>地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内 くるまろの郷」、大阪府立長野高等学校等</u></p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 表記の統一

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>5 防災訓練を実施する (1) 総合的防災訓練の実施 市は、関係機関及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。その際、市民の参加とともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。</p> <p>また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p>	2-49	<p>5 防災訓練を実施する (1) 総合的防災訓練の実施 市は、関係機関及び<u>自主防災組織等</u>、市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消防・救急救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応等の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、<u>地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等</u>の防災訓練を実施する。その際、市民の参加とともに、自主防災組織等の役割を踏まえた実践的な訓練を想定し、市、防災関連組織が連携した地域防災力の向上を図る訓練とする。</p> <p>また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや<u>性的少数者等</u>、男女双方の視点と<u>性の多様性</u>に十分配慮するよう努める。</p>	府計画との整合 人権推進課意見による修正
<p>6 職員等の防災対応力の向上を図る (1) 職員に対する防災教育 ① 教育の方法 ア 講習会、研修会等の実施 イ 見学、現地調査等の実施 ウ 防災活動マニュアル等の配付 エ 各種訓練等の実施</p>	2-50	<p>7 職員等の防災対応力の向上を図る (1) 職員に対する防災教育 ① 教育の方法 <u>ア 業務継続計画（BCP）の周知</u> <u>イ 講習会、研修会等の実施</u> <u>ウ 見学、現地調査等の実施</u> エ 各種訓練等の実施</p>	情報の更新
<p>② 教育の内容 ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担</p>	2-50	<p>② 教育の内容 ア 地域防災計画及び<u>業務継続計画（BCP）における各自の任務分担</u></p>	情報の更新
<p>7 広域防災体制を整備する 【危機管理課】</p>	2-50	<p>8 広域防災体制を整備する 【<u>消防本部、危機管理担当部局</u>】</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更
<p>(1) 市町村間災害相互応援協定の整備 他市町村との災害相互応援協定の整備を推進する。</p>	2-50	<p>(1) 市町村間災害相互応援協定の整備 他市町村との災害相互応援協定に<u>基づく協力体制を整備する</u>。</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
8 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する 【危機管理課】	2-50	<u>9</u> 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制を整備する 【 <u>危機管理担当部局</u> 】	防災計画上の必要な部局名称に変更
9 自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する 【危機管理課】	2-50	<u>10</u> 自治体被災による行政機能の低下等への対策を推進する 【 <u>全部局</u> 】	防災計画上の必要な部局名称に変更
(2) 業務継続の体制整備 業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。	2-51	(2) 業務継続の体制整備 <u>あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき</u> 、自らの業務継続のための体制整備を行う。	情報の更新
第2節 情報収集伝達体制を強化する 4. 手法 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する (1) 防災情報システムの充実 ○ 公共情報コモンズ等を利用したデータ放送への防災情報の伝達	2-53	第2節 情報収集伝達体制を強化する 4. 手法 1 災害情報収集伝達システムの基盤整備を推進する (1) 防災情報システムの充実 ○ <u>大阪府防災情報システムを活用した気象観測情報や土砂災害警戒情報、被害情報の共有</u> ○ <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u> 等を利用したデータ放送への防災情報の伝達	府計画との整合
(2) 無線通信施設の整備 ① 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実 現在のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な整備充実を進める。 ② 消防無線のデジタル化整備 消防・救急無線は現行のアナログ方式からデジタル方式に平成28年5月までに移行する。 ③ 災害時優先電話の指定 ④ 衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備 ⑤ 防災情報ステーションの整備 災害関連情報を市民に対し確実に提供することを目的に、地域活性交流拠点に耐災害性の高い公衆無線LAN（WiFiスポット）のアクセスポイントの整備を図る。	2-53	(2) 無線通信施設の整備 ① 市防災行政無線（移動系・同報系）の整備充実 ② <u>消防無線のデジタル化整備充実</u> ③ 災害時優先電話の指定 ④ 衛星電話、地域FM、緊急速報メールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備 ⑤ <u>衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保</u>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>3 災害広報体制を整備する</p> <p>(3) 広報文案の事前準備</p> <p>ア 地震の震源、規模・余震・気象・水位等の状況</p>	2-54	<p>3 災害広報体制を整備する</p> <p>(3) 広報文案の事前準備</p> <p>ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況</p>	府計画との整合
<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>① 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>ア アマチュア無線団体等との協力体制の確立</p> <p>イ 通信システムの整備</p> <p>③ 消防・救急無線のデジタル化を平成28年5月までに移行</p>	2-54	<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>① 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>通信システムの整備</p>	情報の更新
<p>第3節 消防・救急救助体制を確保する</p> <p>3. 現況</p> <p>一方、本市の消防力（平成25年4月現在）を「消防力の整備指針」と比較すると～</p>	2-55	<p>第3節 消防・救急救助体制を確保する</p> <p>3. 現況</p> <p>一方、市の消防力（令和2年4月現在）を「消防力の整備指針」と比較すると～</p>	消防本部意見より修正
<p>4. 手法</p> <p>1 消防力の充実を図る</p> <p>(2) 消防水利の確保</p> <p>エ 遠距離大量送水システムの維持管理など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。</p>	2-55	<p>4. 手法</p> <p>1 消防力の充実を図る</p> <p>(2) 消防水利の確保 (削除)</p>	消防本部意見より修正
<p>ア 体制整備</p> <p>若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業者の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。</p>	2-56	<p>ア 体制整備</p> <p><u>地域居住者を優先に青年層への入団促進を積極的に行い、若手リーダーの育成を図り、組織強化に努める。</u></p>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>2 広域消防応援体制を確保する</p> <p>地震等大規模災害の発生に備え、府内及び隣接市町村と応援協定を締結しているが、受入れ体制及び緊急消防援助隊にかかる体制の運用・整備に努める。</p>	2-56	<p>2 広域消防応援体制を確保する</p> <p>地震等大規模災害の発生に備え、府内及び隣接市町村と応援協定を締結しているほか、<u>速やかに緊急消防援助隊を受け入れるため、消防組織法、緊急消防援助隊運用要綱及び大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき策定した緊急消防援助隊河内長野市受援計画により、効果的な消防活動ができるよう、受入れ体制及び緊急消防援助隊に係る</u>体制の運用・整備に努める。</p>	消防本部意見より修正
<p>4 消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化を整備する</p> <p>消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を推進する。</p> <p>また、消防機関は、消防・救急活動における情報取り扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を進める。</p>	2-56	<p>4 消防の広域化及び消防の連携・協力を推進する</p> <p>消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化<u>及び消防の連携・協力を</u>推進する。</p>	消防本部意見より修正
<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 今後整備すべき事項</p> <p>① 消防の広域化</p> <p>「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、広域対象市町村が広域消防運営計画を作成し、消防の広域化を確立する。</p> <p>② 救急無線のデジタル化</p> <p>消防・救急活動における情報取り扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、消防・救急無線のデジタル化を整備する。</p>	2-57	<p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 今後整備すべき事項</p> <p><u>国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」や「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化及び消防の連携・協力を</u>推進し、消防の体制の整備に努める。</p>	消防本部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第4節 災害時医療体制を整備する</p> <p>3. 現況</p>	2-57	<p>第4節 災害時医療体制を整備する</p> <p>3. 現況</p> <p><u>(1) 災害時における医療救護活動についての協定を、河内長野市医師会と締結、医療機関の被災状況等について、医師会との連絡体制の整備を実施</u></p> <p><u>(2) 災害時の歯科医療救護に関する協定を、河内長野市歯科医師会と締結</u></p> <p><u>(3) 災害時の医療救護活動に関する協定を、河内長野市薬剤師会と締結</u></p> <p><u>(4) 災害時における医療救護活動についての協定を、国立病院機構大阪南医療センターと締結</u></p> <p><u>(5) 富田林保健所と連携して災害時の活動について会議を実施</u></p> <p><u>(6) 市内の医療関係機関の医師と救急隊との意見交換会や合同研修会の実施</u></p> <p><u>(7) 近畿大学病院のドクターカーとの合同訓練を実施し、大規模災害に備え、救急活動の能力の向上と医療関係機関との連携強化に努めている</u></p>	<p>消防本部意見より修正</p> <p>健康推進課意見より修正</p>
<p>4. 手法</p> <p>2 医療機関の情報伝達体制を整備する</p> <p style="text-align: right;">【健康長寿部】</p> <p>(1) 連絡体制の整備</p> <p>ア 市及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。</p>	2-58	<p>4. 手法</p> <p>2 医療機関の情報伝達体制を整備する</p> <p style="text-align: right;">【医療担当部局】</p> <p>(1) <u>広域災害・救急医療情報システムの整備</u></p> <p><u>市及び医療関係機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>府計画との整合</p>
<p>7 関係機関との協力体制を確立する</p> <p>(1) 地域医療連携の推進</p> <p>市は、救急医療懇談会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。</p>	2-61	<p>7 関係機関との協力体制を確立する</p> <p>(1) 地域医療連携の推進</p> <p><u>市内の医療関係機関や近畿大学病院との意見交換会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。</u></p>	<p>消防本部意見より修正</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第5節 緊急輸送体制を整備する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>市及び関係機関は、災害発生時に消防・救急救助並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。</p>	2-62	<p>第5節 緊急輸送体制を整備する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>市及び関係機関は、災害発生時に消防・救急救助並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、<u>災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。</u></p>	府計画との整合
<p>4 災害時用臨時ヘリポートを指定する</p> <p>(1) ヘリポートの選定</p> <p>ヘリポートの選定は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の条件を満たす場所について行う。</p> <p>(新設)</p>	2-64	<p>4 災害時用臨時ヘリポートを指定する</p> <p>(1) ヘリポートの選定</p> <p><u>災害時用臨時ヘリポートの選定は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の条件を満たす場所から選定し、府に報告する。</u></p> <p><u>(2) ヘリポート施設の整備</u></p> <p><u>市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する</p> <p>2. 達成目標</p> <p>避難行動要支援者を考慮した予防対策を実施し、南海トラフにおける地震での避難行動要支援者の死者をゼロにする。健全者は避難行動要支援者に対し、最大の援助を行う。また、都市直下型地震において避難行動要支援者の死者を最小限にする。</p>	2-65	<p>第6節 要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する</p> <p>2. 達成目標</p> <p>避難行動要支援者を考慮した予防対策を実施し、<u>避難行動要支援者の死者を最小限にする。</u>健全者は避難行動要支援者に対し、最大の援助を行う。</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 手法</p> <p>3 在宅の避難行動要支援者への対策を強化する</p> <p>(3) 支援体制の整備</p> <p>市は、事前に把握した要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、地域まちづくり協議会、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p>	2-66	<p>4. 手法</p> <p>3 在宅の避難行動要支援者への対策を強化する</p> <p>(3) 支援体制の整備</p> <p>市は、事前に把握した要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、河内長野市社会福祉協議会、地域まちづくり協議会、福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体</u>等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。</p>	情報の更新
<p>4 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する</p> <p>(5) 避難のための情報伝達</p> <p>① 避難準備情報等の発令・伝達</p> <p>避難準備情報、一時避難情報、避難勧告、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。</p>	2-69	<p>4 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する</p> <p>(5) 避難のための情報伝達</p> <p>① 避難準備情報等の発令・伝達</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。</p>	情報の更新
<p>7 外国人等への対策を強化する</p> <p>(1) 災害関連情報の外国人等への広報</p> <p>宿泊施設等への防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット、英語等の多言語での携帯メールマガジン等）を検討する。</p>	2-71	<p>7 外国人等への対策を強化する</p> <p><u>(1) 関係機関等との連携</u></p> <p><u>市は、大阪府や国際交流協会、商工会等の機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。</u></p>	文化・スポーツ振興課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第7節 避難収容体制を整備する</p> <p>3. 現況</p> <p>(1) 市内の避難場所として、一時避難地4箇所、広域避難地1箇所、避難所41箇所、協定福祉避難所20箇所、協定避難所5箇所が指定されている。</p> <p>(4) 避難所及び広域避難地等について周知を図るために防災ガイドマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布した。</p>	2-72	<p>第7節 避難収容体制を整備する</p> <p>3. 現況</p> <p>(1) 市内の避難場所として、<u>一時避難場所9箇所</u>、広域避難場所1箇所、<u>指定避難所41箇所</u>、<u>指定福祉避難所4箇所</u>、協定福祉避難所20箇所、協定避難所5箇所が指定されている。</p> <p>(4) 避難所及び広域避難場所等について周知を図るために<u>災害ハザードマップ</u>を作成し、全戸に配布した。<u>また、外国人・観光客向けのパンフレットも作成し、対象者に配布した。</u></p>	情報の更新
<p>2 避難地・避難路の安全性の向上を図る</p> <p>【子ども・福祉部、都市づくり部】</p>	2-73	<p>2 <u>避難場所・避難経路</u>の安全性の向上を図る</p> <p>【<u>建設担当部局、避難所・避難場所担当部局</u>】</p>	<p>語句の修正</p> <p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p>
<p>4 避難誘導體制を整備する</p> <p>【危機管理課、避難・福祉部全部】</p>	2-76	<p>4 避難誘導體制を整備する</p> <p>【<u>危機管理担当部局、避難所・避難場所担当部局、学校・病院・社会福祉施設・事業所</u>】</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更
<p>(1) 避難誘導體制の整備</p> <p>イ 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを活用し、市民への周知に努める。</p>	2-76	<p>(1) 避難誘導體制の整備</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難勧告、避難指示（緊急）といった<u>避難情報</u>について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを活用し、市民への周知に努める。<u>特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>5 応急仮設住宅等の事前準備を行う</p> <p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>③ 市民向け防災ガイドマップ等の作成</p> <p>浸水想定区域や避難場所を明記した「防災ガイドマップ」を改訂し、全戸に配布する。また、外国人・観光客向けのパンフレットも作成し、対象者に配布する。防災ガイドマップは、避難時の心得や避難所の運営方法など実践的な避難マニュアルをかねたものにする。</p>	2-77	<p>5 応急仮設住宅等の事前準備を行う</p> <p>5. 整備すべき事項</p> <p>(2) 早急に整備すべき事項</p> <p>③ 市民向け防災ガイドマップ等の<u>更新</u></p> <p>浸水想定区域や避難場所を明記した「<u>災害ハザードマップ</u>」について、<u>変更があった場合は、継続的に更新を行う。</u></p>	情報の更新
<p>(3) 今後整備すべき事項</p> <p>① 地域コミュニティセンターの整備</p> <p>学校を長期的に避難所に利用することは必ずしも望ましいことではなく、避難所にも資することができる地域コミュニティセンターを整備する。</p>	2-77	<p>(3) 今後整備すべき事項</p> <p>(削除)</p>	情報の更新
<p>第8節 二次災害防止体制を整備する</p> <p>2. 現況</p> <p>(1) 危険箇所等について周知を図るために防災ガイドマップ（土砂・洪水編）を作成し、全戸に配布した。</p>	2-78	<p>第8節 二次災害防止体制を整備する</p> <p>2. 現況</p> <p>(1) 危険箇所等について周知を図るために<u>災害ハザードマップ</u>を作成し、全戸に配布した。</p>	情報の更新
<p>3. 手法</p> <p>1 応急危険度判定体制を整備する</p> <p style="text-align: right;">【都市づくり部】</p>	2-78	<p>3. 手法</p> <p>1 応急危険度判定体制を整備する</p> <p style="text-align: right;">【<u>建設担当部局</u>】</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更
<p>第9節 帰宅困難者対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>自力で帰宅できない帰宅困難者が多数滞留することが予想される。</p>	2-80	<p>第9節 帰宅困難者対策を推進する</p> <p>1. 果たすべき責任</p> <p>自力で帰宅できない<u>通勤者・通学者や訪日外国人を含めた観光客など</u>、帰宅困難者が多数滞留することが予想される。</p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>3. 手法</p> <p>1 帰宅困難者対策を推進する</p> <p>(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</p> <p>次のことについて普及啓発を行う。</p> <p>ア むやみに移動を開始することは避ける。</p> <p>イ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。</p> <p>ウ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。</p> <p>エ これらを確認するために訓練の実施。</p>	2-80	<p>第9節 帰宅困難者対策を推進する</p> <p>3. 手法</p> <p>1 帰宅困難者対策を推進する</p> <p>(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</p> <p><u>次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。</u></p> <p>ア むやみに移動を開始することは避ける。</p> <p><u>イ 発災時間帯別に企業等が従業員等に取りべき行動。</u></p> <p>ウ 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。</p> <p>エ 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。</p> <p><u>オ 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）。</u></p> <p>カ これらを確認するために訓練の実施。</p>	府計画との整合
<p>(2) 駅周辺における滞留者の対策</p> <p>駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者などと平常時から対策をする。</p>	2-81	<p>(2) 駅周辺における滞留者の対策</p> <p>駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、鉄道事業者などと平常時から対策をする。<u>また、駅周辺に避難所を開設する。</u></p>	府計画との整合
<p>(3) 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発</p> <p>～情報入手方法について普及啓発を図る。</p>	2-81	<p>(3) 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発</p> <p>～情報入手方法について普及啓発を図る。</p> <p><u>また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</u></p>	府計画との整合
<p>(4) 徒歩帰宅者への支援</p> <p>① 給油取扱所における帰宅困難者への支援</p> <p>帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。</p>	2-81	<p>(4) 徒歩帰宅者への支援</p> <p>① 給油取扱所における帰宅困難者への支援</p> <p><u>徒歩帰宅者</u>に対し、次のような支援を行う。</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第10節 生活物資の備蓄体制を整備する</p> <p>2. 達成目標</p> <p>(1) 給水体制の整備</p> <p>3リットル/人日×3日間×約12万人=約1080 m³</p>	2-82	<p>第10節 生活物資の備蓄体制を整備する</p> <p>2. 達成目標</p> <p>(1) 給水体制の整備</p> <p><u>関係機関や関係業者との応援協定の充実</u></p> <p><u>各家庭における備蓄水確保の促進</u></p>	水道課意見より修正
<p>(2) 食糧・生活必需品の確保</p> <p>アルファ化米・乾パン等 1食分×約14,000人* =約14,000食分</p> <p>高齢者用食 1食分×約14,000人×0.02 =約280食分</p> <p>粉ミルク・哺乳瓶 1日分×約14,000人×0.015×0.7=約147人分</p> <p>毛布 約14,000人×0.3 =約4,200人分</p> <p>おむつ 5個/1日分×約14,000人×0.03=約2,100個</p> <p>生理用品 5個/1日分×約14,000人×0.65×0.51=約23,205個</p> <p>簡易トイレ 1基/100人×約14,000人=140基分</p> <p>なお、市民は、各世帯7日分以上の備蓄を行う。</p> <p>*：市域の最大避難所生活者数（「河内長野市地震被害想定調査」より）</p>	2-82	<p>(2) 食糧・生活必需品の確保</p> <p>アルファ化米・乾パン等 <u>3食分×約14,000人* =42,000食分</u></p> <p>高齢者用食 <u>3食分×約14,000人×0.05 =2,100食分</u></p> <p>粉ミルク 1日分×約14,000人×<u>0.016</u>×0.7=<u>157人分</u></p> <p>哺乳瓶 1日分×約14,000人×<u>0.016</u>×0.7=<u>157人分</u></p> <p>毛布 約14,000人×2枚/人 =<u>約28,000枚</u></p> <p><u>乳児用おむつ</u> <u>8枚/1日分×約14,000人×0.025=2,800枚</u></p> <p><u>大人用おむつ</u> <u>8枚/1日分×約14,000人×0.005=2,800枚</u></p> <p>生理用品 5枚/1日分×<u>5/32(月経周期)</u>×約14,000人×<u>0.48×0.52= 2,730個</u></p> <p>簡易トイレ 1基/100人×約14,000人=140基分</p> <p><u>トイレトペーパー</u> <u>7.5m/人×約14,000人×3日=315,000m分</u></p> <p><u>マスク</u> <u>約14,000人×0.018×3日=765枚分</u></p> <p>なお、市民は、各世帯7日分以上の備蓄を行う。</p> <p>*：市域の最大避難所生活者数（「河内長野市地震被害想定調査」より）</p>	情報の更新
<p>3. 現況</p> <p>(1) 給水体制の整備</p> <p>応急給水に関し、市内を4ブロックに分けた体制を整備している。また、ボトル水を確保している。</p>	2-82	<p>3. 現況</p> <p>(1) 給水体制の整備</p> <p><u>府内市町村や大阪広域水道企業団、市内工事及び機材リース業者、業務請負業者と協定を結び、災害時における給水体制を整備している。また、日本水道協会の体制に基づき、他事業体への応援体制も整備している。</u></p>	水道課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 手法</p> <p>1 給水体制を確保する</p> <p style="text-align: center;">【上下水道部、危機管理課】</p> <p>市は、大阪広域水道企業団と協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。</p>	2-82	<p>4. 手法</p> <p>1 給水体制を確保する</p> <p style="text-align: center;">【上下水道部、<u>危機管理担当部局</u>】</p> <p><u>市は、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標に応急給水を行うが、被災の程度によっては応急給水が困難になることが予想されることから、各家庭において飲料水の備蓄を促す。それ以降は、順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>水道課意見より修正</p>
<p>(5) 相互応援体制の整備</p> <p>迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、大阪広域水道震災対策中央本部体制のもとに整備する。</p>	2-83	<p>(5) 相互応援体制の整備</p> <p>迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府及び大阪広域水道企業団は相互に協力して、<u>大阪広域水道震災対策中央本部を立ち上げ、応急給水活動や応急復旧活動の相互応援体制を整備する。</u></p>	水道課意見より修正
<p>(6) 応急給水量及び運搬距離</p> <p>応急給水量原単位：3リットル/人日</p> <p>運搬距離給水場所：避難所</p>	2-83	<p>(6) 応急給水量及び運搬距離</p> <p>応急給水量原単位：3リットル/人日 (<u>各家庭にて備蓄</u>)</p> <p>運搬距離給水場所：<u>重要給水施設</u></p>	水道課意見より修正
<p>2 食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する</p> <p style="text-align: center;">【危機管理課】</p> <p>避難行動要支援者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮する。</p>	2-83	<p>2 食糧・生活必需品の備蓄・供給体制を整備する</p> <p style="text-align: center;">【<u>危機管理担当部局</u>】</p> <p>避難行動要支援者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、<u>女性、子ども・若者、高齢者、障がい者、性的少数者等の多様な主体の意見</u>や、アレルギー対応等にも十分配慮する。</p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>人権推進課意見より修正</p>
<p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>エ 衛生用品(おむつ、生理用品等)</p> <p>市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。</p>	2-83	<p>(1) 重要物資の備蓄</p> <p>エ 衛生用品 (<u>大人用おむつ、乳児用おむつ</u>、生理用品等)</p> <p>市及び府は、それぞれ1日分を備蓄する。</p> <p><u>キ トイレットペーパー</u></p> <p><u>市及び府は、3日分の必要量を備蓄する。</u></p> <p><u>ク マスク</u></p> <p><u>市及び府は、3日分の必要量を備蓄する。</u></p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(2) その他の物資の確保 下記の物資の確保体制を整備する。 ア 精米、即席麺などの主食</p>	2-84	<p>(2) その他の物資の確保 下記の物資の確保体制を整備する。 ア 精米、即席麺などの主食 イ <u>液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）</u> セ <u>感染症予防のための物品（消毒液、パーティション等）</u></p>	情報の更新
<p>第11節 ボランティアの活動環境を整備する 1. 果たすべき責任 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府福祉協議会及び河内長野市社会福祉協議会並びに関係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。</p>	2-85	<p>第11節 ボランティアの活動環境を整備する 1. 果たすべき責任 市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府<u>社会</u>福祉協議会及び河内長野市社会福祉協議会、<u>ボランティア団体並びに関</u>係機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、<u>中間支援組織（ボ</u> <u>ランティア団体活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を</u> <u>行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u>災害時にボラン ティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必 要な環境整備を図る。</p>	府計画との整合
<p>2. 達成目標</p>	2-85	<p>2. 達成目標 <u>(5) 情報共有会議の整備・強化</u></p>	府計画との整合
<p>5. 手法 5 多様な人材の協力 (新設)</p>	2-87	<p>5. 手法 5 多様な人材の協力 6 <u>情報共有会議を整備・強化する</u> <u>【ボランティア団体担当部局、河内長野市社会福祉協議会】</u> <u>市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平</u> <u>常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランテ</u> <u>ィア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の</u> <u>拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供</u> <u>方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、</u> <u>研修や訓練を通じて推進する。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局 名称に変更 府計画との整合</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第4章 第四次地震防災緊急事業五箇年計画の推進</p> <p>市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第四次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。</p> <p>2 計画の初年度</p> <p>平成23年度</p> <p>3 計画対象事業</p> <p>(1) 避難路</p> <p>(2) 消防用施設</p> <p>(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設</p> <p>(4) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</p> <p>(5) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(6) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(7) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(8) 砂防設備、保安施設事業にかかる保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</p> <p>(9) 地震災害時において迅速かつ確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</p>	2-88	<p>第4章 第六次地震防災緊急事業五箇年計画の推進</p> <p>市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定した第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。</p> <p>2 計画の初年度</p> <p><u>令和3年度</u></p> <p>3 計画対象事業</p> <p><u>(1) 避難地</u></p> <p><u>(2) 避難路</u></p> <p><u>(3) 消防用施設</u></p> <p><u>(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</u></p> <p><u>(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設</u></p> <p><u>(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</u></p> <p><u>(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p><u>(8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p><u>(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p><u>(10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p><u>(11) (1)～(9)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの</u></p> <p><u>(12) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの</u></p> <p><u>(13) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設</u></p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
(10)地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備	2-88	<p><u>(14) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備</u></p> <p><u>(15) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</u></p> <p><u>(16) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</u></p> <p><u>(17) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材</u></p> <p><u>(18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</u></p> <p><u>(19) (1)～(18)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの</u></p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
第3編 災害応急対策 気象庁が発表する防災情報（長周期地震動に関する観測情報、遠地地震に関する情報、南海トラフ地震関連情報等）の変更内容や各種情報の発表基準（気象警報・注意報発表基準、火災気象通報、土砂災害警戒情報等）の変更内容を反映			
第3章 情報の収集・伝達 第1節 地震に関する情報を収集・伝達する 1. 地震に関する情報等を収集・伝達する (1) 地震情報の種類、内容 ① 緊急地震速報	3-23	第3章 情報の収集・伝達 第1節 地震に関する情報を収集・伝達する 1. 地震に関する情報等を収集・伝達する (1) 地震情報の種類、内容 ① 緊急地震速報 <u>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これからの強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に合わない場合がある。</u>	府計画との整合
② 地震情報の種類、内容 （表は別紙3参照）	3-24	② 地震情報の種類、内容 （表は別紙3参照）	府計画との整合
第2節 気象予報等の情報を収集・伝達する 1. 気象予警報等を収集する (1) 気象予警報等の種類と発表基準等 ① 特別警報 気象現象等により南河内に重大な災害の起こるおそれ著しく大きいと予想される場合、市民及び関係機関の直ちに警戒を促すために発表する。 表中 大雨特別警報 台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	3-25	第2節 気象予報等の情報を収集・伝達する 1. 気象予警報等について (1) 気象予警報等の種類と発表基準等 ① 特別警報 気象現象等により河内長野市に重大な災害の起こるおそれ著しく大きいと予想される場合、市民及び関係機関の直ちに警戒を促すために発表する。 表中 大雨特別警報 台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当</u>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
② 警報 気象現象等により南河内に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。 (表は別紙4参照)	3-27	② 警報 気象現象等により <u>河内長野市</u> に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。 (表は別紙4参照)	情報の更新
③ 注意報 気象現象等により南河内に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。 (表は別紙5参照)	3-28	③ 注意報 気象現象等により <u>河内長野市</u> に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。 (表は別紙5参照)	情報の更新
(9) 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。	3-30	(9) <u>土壌雨量指数基準は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。</u> 1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。	情報の更新
2. 気象予警報等を伝達する (2) 石川洪水予報 (表は別紙6参照)	3-31	2. 気象予警報等を <u>収集・伝達する</u> (2) 石川洪水予報 (表は別紙6参照)	語句の修正
(3) 土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区気象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、土砂災害警戒情報を作成し、市民及び関係機関に対して伝達する。	3-31	(3) 土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表 <u>中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。</u>	府計画との整合
② 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。	3-31	② 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、 <u>土壌雨量指数等</u> に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第18章 その他災害応急対策</p> <p>第2節 林野火災応急対策</p> <p>1. 火災の警戒を実施する</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、府に通報する。府は市長に伝達する。</p> <p>実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。</p>	3-136	<p>第18章 その他災害応急対策</p> <p>第2節 林野火災応急対策</p> <p>1. 火災の警戒を実施する</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、府に通報する。府は市長に伝達する。</p> <p><u>通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。</u></p> <p><u>ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。</u></p>	府計画との整合
<p>(2) 火災警報</p> <p>市長は、府から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に応じて火災警報を発令する。</p> <p>火災警報は、気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。</p> <p>ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速（10分間平均風速の最大値）が10m/sとなる見込みのとき。</p>	3-136	<p>(2) 火災警報</p> <p>市長は、<u>知事</u>から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要に<u>より</u>火災警報を発令する。</p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
洪水予報の発表基準や避難勧告等の発令時に警戒レベルを活用する内容を追加			
<p>3. 避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時） （新設）</p>	3-78	<p>3. 避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時） <u>(1) 警戒レベルの活用</u> 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、<u>避難勧告等を発令する。</u> また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、<u>避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</u> また、<u>避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</u> （表は別紙7参照）</p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、災害応急対策に当たる職員の安全確保や食料等の調達に関する記述を追加			
(新設)	3-14	<p>5. 職員の活動環境・安全を確保する</p> <p style="text-align: right;">【全部局】</p> <p>(1) 職員の活動環境 職員は、勤務時間内に地震等の災害が発生した場合、<u>家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。</u></p> <p>(2) 職員の安全確保 本部長は、<u>職員の安全確保に最善を期する。</u> <u>災害対策に従事する職員の体力・判断力持続のため、健康管理・勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処する。</u></p> <p>(3) 食料等の調達 <u>市職員への食料等を、備蓄物資及び協定業者等から調達する。また、職員用の簡易トイレ、仮眠室、毛布等の確保も早期に行う。</u></p> <p>(4) 勤務管理等 <u>本部員（又は課長級）は、本部職員の出退庁時間等の確認を徹底する。</u></p>	情報の更新
府計画等に即して、避難所の生活環境整備（マンホールトイレの設置、外国人被災者への配慮、感染症対策、避難所外避難者への対応等）に関する記述を追加			
<p>2. 避難所を運営する</p> <p>(3) 避難者名簿の作成</p> <p>避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者台帳（様式7号）は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所内に保管するとともに、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努め、教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）へ報告し、府への報告を行う。</p>	3-84	<p>2. 避難所を運営する</p> <p>(4) 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>① 避難者名簿の作成</p> <p>避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者台帳（様式7号）は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所内に保管するとともに、<u>自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）へ報告し、府への報告を行う。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-85	<p><u>⑧ 生活衛生環境への配慮</u> <u>避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、マンホールトイレを早期に設置する。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても、環境整備に努める。</u></p>	情報の更新
<p>(11) 避難の長期化への対応 ～ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。</p> <p>(12) 男女双方の視点への配慮 避難場所の運営においては女性の参画を基本とするとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</p>	3-86	<p><u>⑩ 避難の長期化への対応</u> ～ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を講ずる。</p> <p><u>⑪ 男女双方の視点と性の多様化への配慮</u> 避難場所の運営においては男女双方が参画するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に配慮するものとする。特にトイレ、更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</p>	府計画との整合 語句の修正 人権推進課意見より修正
(新設)	3-86	<p><u>⑫ 外国人被災者への配慮</u> <u>多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。</u></p>	府計画との整合
(新設)	3-86	<p><u>⑮ 生活環境の継続的な確保</u> <u>避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。</u></p> <p><u>⑯ 避難所における感染症対策</u> <u>避難所での感染を予防するため、消毒関係物品や動線確保のために必要な間仕切り等、資機材の確保に努めるものとする。また、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。市は、マスク、消毒液、体温計等を避難者自ら携行するよう、平時から周知する。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-86	<p><u>⑰ 避難所外避難者への支援</u> <u>車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。</u></p>	府計画との整合
府計画等に即して、遺体安置所の開設に関する記述を追加			
<p>1. 遺体を収容する 【環境共生部、健康長寿部、子ども・福祉部】 市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て、遺体を発見したときは、速やかに収容する。</p>	3-118	<p>1. 遺体を収容する 【環境部、医療・福祉部】 市は、<u>遺体を発見した場合は速やかに警察署に連絡し、遺体は検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。また、施設管理者及び警察署等と連携を図り、遺体安置所に隣接する場所に検視（死体調査）、検案のための場所の確保を図る。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、重要物流道路や広域緊急交通路（府道大野天野線の追加）等に関する記述を追加			
<p>(4) 啓開作業</p> <p>道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。また、緊急交通路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。</p>	3-65	<p>(4) 啓開作業</p> <p>道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。また、緊急交通路は、原則として、2車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。<u>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両移動等の命令を行う。運転者がいない場合は、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>重要物流道路（代替・補完路）</u></p> <p><u>国は、自然災害により被災した場合、都道府県知事又は市町村長の要請を受け、道路啓開又は災害復旧に関する工事について、国が代行できることとなっている。</u></p> <p><u>市域に係る路線は、次の4路線である。</u></p> <p><u>・国道170号、市道野作台4号線、市道宮の下古保線、市道宮の下線の各一部</u></p>	府計画との整合 都市整備課意見より修正
<p>第2節 交通規制を実施する</p> <p>4. 道路交通を確保する</p>	3-70	<p>第2節 交通規制を実施する</p> <p>4. 道路交通を確保する</p> <p><u>(7) 国は、市・府の要請を受け、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第6章 緊急輸送体制及び交通規制の実施</p> <p>第1節 緊急輸送を実施する</p> <p>3. 緊急交通路を確保する</p> <p>(1) 広域緊急交通路</p> <p>府は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための広域緊急交通路を定めている。</p> <p>本市域にかかる路線は、次の3路線である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道170号（外環状） ・国道310号（堺方面より本町） ・国道371号（和歌山県境より上原町） 	3-65	<p>第6章 緊急輸送体制及び交通規制の実施</p> <p>第1節 緊急輸送を実施する</p> <p>3. 緊急交通路を確保する</p> <p>(1) 広域緊急交通路</p> <p>府は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための広域緊急交通路を定めている。</p> <p>市域に係る路線は、次の4路線である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道170号（<u>大阪外環状線：市域内全て</u>） ・国道310号（<u>大阪狭山市域界より七つ辻</u>） ・国道371号（和歌山県境より<u>七つ辻</u>） ・<u>府道大野天野線（上原町より消防本部前）</u> 	都市整備課意見より修正
避難所開設に係る地域サポーター制度の内容や新たに締結した協定（上下水道事業の災害時における機材の提供に関する協定等）の運用に関する内容の追加			
<p>3. 職員を動員配備する（地震）</p> <p>(1) 配備体制の確立</p> <p>災害時の配備体制（地震）</p> <p>（表は別紙8参照）</p>	3-6	<p>3. 職員を動員配備する（地震）</p> <p>(1) 配備体制の確立</p> <p>災害時の配備体制（地震）</p> <p>（表は別紙8参照）</p>	情報の更新
<p>(3) 給水用資機材の確保・調達</p> <p>市で保有する応急給水資機材が不足する場合は、隣接市町村や府に調達・あつせんを要請する。</p>	3-93	<p>(3) 給水用資機材の確保・調達</p> <p>市で保有する応急給水資機材が不足する場合は、隣接市町村や府に調達・あつせんを要請する。<u>また、『上下水道事業の災害時における機材の提供（レンタル）に関する協定』により不足機材機材及び車両を調達する。</u></p>	水道課意見より修正
災害時に確保する生活必需品の品目例（ブルーシート、パーテーション、マスク等）の見直し			
<p>(3) 災害時生活必需品供給体制の確立</p> <p>① 生活必需品等の確保</p> <p>（表は別紙9参照）</p>	3-99	<p>(3) 災害時生活必需品供給体制の確立</p> <p>① 生活必需品等の確保</p> <p>（表は別紙9参照）</p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
その他の災害応急対策に係る修正			
第1節 応急活動体制を確立する 1. 災害警戒本部を設置・運営する 市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生する恐れのある場合、又は市域で震度4程度の地震を観測したとき、災害対策本部を廃止し規模を縮小するとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。	3-1	第1節 応急活動体制を確立する 1. 災害警戒本部を設置・運営する 市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生する <u>おそれ</u> のある場合、又は市域で震度4程度の地震を観測したとき、その他 <u>副</u> 市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。	情報の更新
(2) 災害警戒本部の組織 イ 指揮順位 表中 区分：本部員的意思決定者 各部長	3-3	(2) 災害警戒本部の組織 イ 指揮順位 表中 区分：本部員的意思決定者 各部長 <u>等</u>	語句の修正
(3) 初期活動 災害発生直後の初期活動及び6、12、24、48時間以内に行うべき災害対策本部体制における活動については、緊急配備体制における初期活動（地震）に基づき実施する。	3-10	(3) 初期活動 災害発生直後の初期活動及び <u>3、24、72</u> 時間以内に行うべき災害対策本部体制における活動については、緊急配備体制における初期活動（地震）に基づき実施する。	情報の更新
4. 職員を動員配備する（風水害） (1) 配備体制の確立 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行する。	3-10	4. 職員を動員配備する（風水害） (1) 配備体制の確立 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、 <u>風水害対策実務マニュアルに基づき</u> 、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行する。	情報の更新
災害時の配備体制（風水害） （表は別紙10参照）	3-11	災害時の配備体制（風水害） （表は別紙10参照）	情報の更新
第2章 応援の要請 第1節 広域応援要請及び要員確保を行う 1. 応援を要請する なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については市が負担し、応援要員は危機管理課及び総合政策部（広報部）の調整により配備する。	3-15	第2章 応援の要請 第1節 広域応援要請及び要員確保を行う 1. 応援を要請する なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については市が負担し、 <u>総務部本部班及び広報部は市受援計画に基づいて、応援要員を配備する。</u>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 労働力を確保する</p> <p>(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令</p> <p>③ 公用令書の交付</p> <p>従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。</p> <p>災害対策基本法に定める公用令書の様式は、以下の通りである。</p>	3-18	<p>4. 労働力を確保する</p> <p>(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令</p> <p>③ 公用令書の交付</p> <p>従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは<u>原則として</u>公用令書を交付するものとする。</p> <p>災害対策基本法に定める公用令書の様式は、<u>資料編に掲載した。</u></p>	資産活用課意見より修正
<p>第2節 自衛隊に災害派遣を要請する</p> <p>3. 派遣部隊を受入れる</p> <p>(2) 受入れ体制</p> <p>応援の決定により要員の派遣が行われる場合には、<u>宿舎等のため河内長野市下里町 892-3（下里総合運動場）に、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点</u>を設け、受入れ体制を整える。</p>	3-21	<p>第2節 自衛隊に災害派遣を要請する</p> <p>3. 派遣部隊を受入れる</p> <p>(2) 受入れ体制</p> <p>応援の決定により要員の派遣が行われる場合には、<u>宿舎等のため河内長野市下里 892-3（下里総合運動場・下里運動公園）に、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点</u>を設け、受入れ体制を整える。</p>	語句の修正
<p>(4) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>①気象予警報等の伝達総括図</p> <p>一斉通信伝達機関</p> <p>関西電力(株)</p> <p>(図略)</p>	3-32	<p>(4) 気象予警報等の伝達系統</p> <p>①気象予警報等の伝達総括図</p> <p>一斉通信伝達<u>システム</u></p> <p>関西電力<u>送配電</u>(株)</p> <p>(図略)</p>	語句の修正
<p>3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。</p>	3-32	<p>3 放送事業者とは、<u>朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802（FMC0.CO.L0）の9社</u>である。</p> <p><u>5 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
③ 石川洪水予報伝達系統 陸上自衛隊第三師団 大阪府都市整備部公園課 (図略)	3-34	③ 石川洪水予報伝達系統 陸上自衛隊第 <u>3</u> 師団 大阪府都市 <u>計画室</u> 公園課 (図略)	語句の修正
④ 土砂災害警戒情報の伝達経路 一斉通信伝達機関 関西電力株式会社 陸上自衛隊第三師団 (図略)	3-35	④ 土砂災害警戒情報の伝達経路 一斉通信伝達 <u>システム</u> 関西電力 <u>送配電</u> 株式会社 陸上自衛隊第 <u>3</u> 師団 (図略)	語句の修正
(注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。	3-35	(注) 1 放送事業者とは、 <u>朝日放送グループホールディングス</u> 、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、 <u>株式会社日経ラジオ社</u> 、株式会社ジェイコムウエスト、 <u>テレビ大阪株式会社</u> 、 <u>株式会社FM802 (FMCO. CO. LO)</u> の <u>9</u> 社である。	語句の修正
4. 雨量・水位等に関する情報を収集する (5) 市民への周知 市は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、メール、警鐘、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。	3-37	4. 雨量・水位等に関する情報を収集する (5) 市民への周知 市は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、メール、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、 <u>予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</u> なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。	府計画との整合
5. 水害・土砂災害の警戒体制をとる (2) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図 自治会組織等 (図略)	3-38	5. 水害・土砂災害の警戒体制をとる (2) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図 自主防災組織等 (図略)	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(4) 雨量の観測</p> <p>雨量の情報は、危機管理課が雨量情報システムにより入手する。雨量測定開始時期は、気象台の大雨注意報が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔はおおむね10分とする。</p>	3-39	<p>(4) 雨量の観測</p> <p>雨量の情報は、危機管理課が<u>府防災情報システム及び大阪府河川防災情報</u>により入手する。雨量測定開始時期は、気象台の大雨注意報が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔はおおむね10分とする。</p>	府計画との整合
(新設)	3-40	<p>(5) <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u></p> <p>(表は別紙1 1参照)</p>	府計画との整合
<p>(6) 土砂災害警戒活動</p> <p>② 警戒活動の内容</p> <p>ア 第1次警戒活動</p> <p>(エ) 市民等に避難準備情報、一時避難を行うよう広報を行う。</p> <p>イ 第2次警戒活動</p> <p>(ア) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示を行う。</p>	3-41	<p>(6) 土砂災害警戒活動</p> <p>② 警戒活動の内容</p> <p>ア 第1次警戒活動</p> <p>(エ) 市民等に避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、一時避難を行うよう広報を行う。</p> <p>イ 第2次警戒活動</p> <p>(ア) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示 <u>(緊急)</u> を行う。</p>	語句の修正
<p>③ 避難勧告等の基準</p> <p>「第8章第1節 1. 避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する」に定める通り。</p>	3-42	<p>③ 避難勧告等の基準</p> <p>「第8章第1節 1. 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>・避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> の体制を確立する」に定める通り。</p>	語句の修正
<p>(7) 水防活動</p> <p>① 警戒体制</p> <p>ウ 避難のための立ち退き</p> <p>「第8章第1節 1. 避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する」に定める通り。</p>	3-42	<p>(7) 水防活動</p> <p>① 警戒体制</p> <p>ウ 避難のための立ち退き</p> <p>「第8章第1節 1. 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>・避難勧告・避難指示 <u>(緊急)</u> の体制を確立する」に定める通り。</p>	語句の修正
<p>7. 火災警報を発令する</p> <p>(1) 火災に関する警報</p> <p>ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みの場合</p>	3-44	<p>7. 火災警報を発令する</p> <p>(1) 火災に関する警報</p> <p>ア <u>乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一。(ただし、降雨、降雪が予想されている場合は、通報されないことがある。)</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>4. 被害状況を大阪府等に報告する</p> <p>府への報告が、通信の途絶によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。</p>	3-47	<p>4. 被害状況を大阪府等に報告する</p> <p>府への報告が、通信の途絶によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。</p> <p><u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行ってることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</u></p>	府計画との整合
<p>(2) 報告要領</p> <p>8階無線室に設置されている大阪府防災情報システムの端末機により報告を行う。</p>	3-48	<p>(2) 報告要領</p> <p><u>危機管理担当部局に設置されている大阪府防災情報システムの端末機により報告を行う。</u></p>	語句の修正
<p>6. 通信手段を確保する</p>	3-49	<p>6. 通信手段を確保する</p> <p><u>(2) 電気通信事業は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</u></p>	府計画との整合
<p>情報収集伝達経路</p> <p>大阪府水道企業団</p> <p>(図略)</p>	3-50	<p>情報収集伝達経路</p> <p><u>健康医療部環境衛生課 大阪広域水道企業団</u></p> <p>(図略)</p>	水道課意見より修正
<p>第4節 災害時における通信連絡を実施する</p> <p>2. 通信連絡手段を確立する</p> <p>(4) その他の通信設備</p> <p>① 携帯電話</p> <p>必要に応じて、職員等の携帯電話を災害通信に利用できるよう協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する。</p> <p>② インターネット</p> <p>必要に応じて、市内のインターネット利用者に対し、災害通信についての協力を求める。使用に要した費用については、市が負担するよう検討する</p>	3-52	<p>第4節 災害時における通信連絡を実施する</p> <p>2. 通信連絡手段を確立する</p> <p>(削除)</p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第4章 災害情報の広報・広聴</p> <p>第1節 災害広報を行う</p> <p>実施担当部局：総合政策部（広報部）、市民生活部（広報部）</p> <p>災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し迅速かつ適切な広報を行う。</p>	3-53	<p>第4章 災害情報の広報・広聴</p> <p>第1節 災害広報を行う</p> <p>実施担当部局：広報部、総務部本部班</p> <p>災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、<u>市民、出勤および帰宅困難者、訪日外国人観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>府計画との整合</p>
<p>1. 災害広報を行う</p> <p>(1) 広報の内容</p>	3-53	<p>1. 災害広報を行う</p> <p>(1) 広報の内容</p> <p><u>① 台風接近時の広報</u></p> <p><u>ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況</u></p> <p><u>イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ</u></p> <p><u>ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等</u></p>	府計画との整合
(新設)	3-54	<p><u>(3) 府の「災害モード宣言」</u></p> <p><u>府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。</u></p> <p><u>① 発信の目安</u></p> <p><u>ア 台風</u></p> <p><u>気象台予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上で見込まれる場合</u></p> <p><u>イ 地震</u></p> <p><u>府域に震度 6 弱以上を観測した場合</u></p> <p><u>ウ その他自然災害等</u></p> <p><u>その他自然災害により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-54	<p><u>② 広報の内容</u></p> <p><u>ア 台風</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分の身の安全確保</u> ・ <u>出勤・通学の抑制</u> ・ <u>市町村長の発令する避難情報への注意</u> <p><u>イ 地震</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自分の身の安全確保</u> ・ <u>近所での助け合い</u> ・ <u>むやみな移動の抑制</u> <p>・ <u>出勤・通学の抑制</u></p>	府計画との整合
<p>2. 報道機関と連携する</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部】</p> <p>(1) 報道機関への情報提供</p> <p>総合政策部都市魅力戦略課（広報班長）は、災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じ報道機関に発表する。</p>	3-55	<p>2. 報道機関と連携する</p> <p style="text-align: right;">【<u>広報部</u>】</p> <p>(1) 報道機関への情報提供</p> <p><u>広報部</u>（広報班長）は、災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ報道機関に発表する。</p>	広報広聴課意見より修正
<p>第5章 消防・救助活動及び医療救護の実施</p> <p>第1節 消防・救急救助活動を実施する</p> <p>(3) 消防活動</p> <p>⑤ 消防相互応援及び消防援助隊の要請</p> <p>緊急消防援助隊の集結場所は、河内長野市赤峰市民広場とする。</p>	3-58	<p>第5章 消防・救助活動及び医療救護の実施</p> <p>第1節 消防・救急救助活動を実施する</p> <p>(3) 消防活動</p> <p>⑤ 消防相互応援及び消防援助隊の要請</p> <p>緊急消防援助隊の集結場所は、河内長野市<u>下里総合運動場・下里運動公園</u>とする。</p>	危機管理課意見より修正
<p>第2節 医療救護を実施する</p> <p>3. 現地医療対策を確立する</p> <p>(1) 医療救護班の編成</p> <p>エ 市内の全病院・医院に、あらかじめ定められた計画により、健康長寿部(医療・福祉部)を出動させる。</p>	3-60	<p>第2節 医療救護を実施する</p> <p>3. 現地医療対策を確立する</p> <p>(1) 医療救護班の編成</p> <p>エ <u>救護所となった市内の病院・医院に、別に定める計画</u>により、<u>医療・福祉部</u>を出動させる。</p>	市民保健部意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-63	<p><u>11. 医療応援協力体制の確立</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【医療・福祉部】</u></p> <p><u>災害の規模及び発生状況により市の医療活動のみで対処できない場合は、府に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の協力を要請する。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>府計画との整合</p>
<p>(3) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路管理者は、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p>	3-65	<p>(3) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、<u>自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、</u>道路管理者は、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p>	府計画との整合
<p>5. 輸送基地を確保する</p> <p>(3) 緊急物資の集積場所</p> <p>市における集積場所：府立長野高等学校、地域活性交流拠点他</p>	3-66	<p>5. 輸送基地を確保する</p> <p>(3) 緊急物資の集積場所</p> <p>市における集積場所：<u>大阪府立長野高等学校、地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまるの郷」</u>他</p>	産業観光課意見より修正
<p>第7章 避難行動要支援者対策</p> <p>第1節 避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者への支援活動を行う</p> <p style="text-align: center;"><u>【健康長寿部、子ども・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】</u></p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p> <p>被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保する。また、介護職員等の組織的・継続的な派遣等、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。</p>	3-72	<p>第7章 避難行動要支援者対策</p> <p>第1節 避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う</p> <p>4. 被災した避難行動要支援者への支援活動を行う</p> <p style="text-align: center;"><u>【医療・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】</u></p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p> <p>被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保する。また、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。</p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>市民保健部意見より修正</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-72	<p>(4) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の連携 <u>市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）と円滑な連携ができるよう、平時から関係団体等との協力体制の整備に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>第 8 章 避難活動の実施 第 1 節 避難対策を実施する 市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。その際、市が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。</p>	3-73	<p>第 8 章 避難活動の実施 第 1 節 避難対策を実施する <u>災害から市民の安全を確保するため、防災系関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。</u> <u>その際、市は、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にする等、対象者に取りべき避難行動がわかるように工夫し、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u>また、市が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。</p>	府計画との整合
<p>1. 避難準備情報・一時避難情報・避難勧告・避難指示の体制を確立する (3) 避難勧告、指示等の区分 勧告、指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。 大雨・洪水時には、危機管理課（総務部本部班）は河川管理者（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）との連携を密にし、避難情報の発表について助言を求める。</p>	3-74	<p>1. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の体制を確立する (3) 避難勧告、指示等の区分 勧告、指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。<u>また、府は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。</u> 大雨・洪水時には、総務部本部班は河川管理者（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）との連携を密にし、避難情報の発表について助言を求める。</p>	府計画との整合
<p>① 避難準備情報 （表は別紙 1 2 参照）</p>	3-74	<p>① 避難準備・高齢者等避難開始 （表は別紙 1 2 参照）</p>	情報の更新
<p>② 一時避難情報 （表は別紙 1 3 参照）</p>	3-74	(削除)	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
③ 避難勧告 (表は別紙 1 4 参照)	3-75	② 避難勧告 (表は別紙 1 4 参照)	情報の更新
④ 避難指示 (表は別紙 1 5 参照)	3-76	③ 避難指示 (緊急) (表は別紙 1 5 参照)	情報の更新
2. 避難の情報伝達、準備、誘導を行う(地震時) (1) 避難準備情報の伝達 市長は、避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メール等によって避難の準備を周知する。情報が伝わりにくく避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。 (2) 避難の勧告・指示の伝達	3-77	2. 避難の情報伝達、準備、誘導を行う(地震時) (1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法 市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合、その危険地域の市民に対し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メール等によって避難の準備を周知する。情報が伝わりにくく避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。 (2) 避難の勧告・指示の伝達方法	語句の修正
(3) 避難の準備 避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。	3-77	(3) 避難の準備 <u>市民は避難の準備について、あらかじめ以下の事項を実施するよう努める。また、市は周知徹底を図る。</u>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(1) 避難準備情報等の伝達</p> <p>ア 市長は、～伝達する。</p> <p>イ 市長は、土砂災害特別警戒区域・警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等の土砂災害危険地域において、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努め早めの情報提供に努める。また、土砂災害に関する避難準備情報を発表した場合、その危険地域の市民に対し、広報車等によって避難の準備を周知する。特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は避難を開始するよう伝達する。</p> <p>避難準備情報等の発表にあたっては、夜間時の避難をなるべく避け、明るい間に避難できるよう、早めの情報提供に努める。</p>	3-79	<p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法</u></p> <p><u>市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合、その危険地域の市民に対し、各種伝達手段・機器を活用し、避難の準備を周知する。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者については、特に配慮し、各種伝達手段の活用のほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。</u></p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始の発表にあたっては、夜間時の避難をなるべく避け、明るい間に避難できるよう、早めの情報提供に努める。</u></p>	情報の更新
<p>(2) 避難の勧告・指示の伝達</p>	3-79	<p>(3) <u>避難の勧告・指示（緊急）の伝達方法</u></p>	情報の更新
<p>(3) 避難の準備</p> <p>避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。</p>	3-80	<p>(4) <u>避難の準備</u></p> <p><u>市民は避難の準備について、あらかじめ以下の事項を<u>実施</u>するよう努める。また、市は周知徹底を図る。</u></p>	語句の修正
<p>(4) 避難の誘導</p> <p>オ 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する市民を把握しておくこととする。</p>	3-80	<p>(5) <u>避難の誘導</u></p> <p>オ 避難は、避難者が<u>各自で</u>行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する市民を把握しておくこととする。</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第2節 避難所を開設・運営する</p> <p>1. 避難所を開設する</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。</p>	3-82	<p>第2節 避難所を開設・運営する</p> <p>1. 避難所を開設する</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定する。<u>また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。</u>なお、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。</p>	府計画との整合
<p>(4) 避難所の追認登録</p> <p>避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>被災地状況の鎮静化に応じて、速やかに臨時避難所は解消するように避難者に協力を求め、指定避難所への移動を促していく。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	3-83	<p>(4) 避難所の追認登録</p> <p>避難所の開設にあたっては、市は、<u>あらかじめ施設の安全性を確保するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	府計画との整合
<p>(4) 避難者登録</p> <p>(5) 居住区域の割り振り</p> <p>(6) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給</p> <p>(7) 避難者心得の掲示</p> <p>(8) 応急対策の実施状況・予定、避難者情報等の広報</p> <p>(9) 生活環境への配慮</p>	3-84	<p><u>②</u> 避難者登録</p> <p><u>③</u> 居住区域の割り振り</p> <p><u>④</u> 食糧、生活必需品の請求、受取、配給</p> <p><u>⑤</u> 避難者心得の掲示</p> <p><u>⑥</u> 応急対策の実施状況・予定、避難者情報等の広報</p> <p><u>⑦</u> 生活環境への配慮</p>	情報の更新
<p>(10) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>③ 避難行動要支援者の搬送</p>	3-85	<p><u>⑨</u> 避難行動要支援者への配慮</p> <p><u>ウ</u> 避難行動要支援者の<u>対応</u></p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
(13) 相談窓口の設置 (14) 動物飼育者への周辺への配慮の徹底 避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。	3-86	⑬ 相談窓口の設置 ⑭ 動物飼育者への周辺への配慮の徹底 <u>家庭動物のためのスペース確保及び避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。</u>	府計画との整合
5. 避難所の早期解消に取り組む 市は、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。	3-87	5. 避難所の早期解消に取り組む 市は、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。 <u>また、市は被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。</u> <u>なお、市は、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。</u>	府計画との整合
第9章 被災者の生活支援 第1節 災害救助法を適用する (3) 住家滅失世帯数の算定基準 なお、被害の程度については、被害状況の報告基準の通りである。	3-90	第9章 被災者の生活支援 第1節 災害救助法を適用する (3) 住家滅失世帯数の算定基準 なお、被害の程度については、「 <u>資料 3-1 被害状況の報告基準</u> 」の通りである。	語句の修正
2. 災害救助法による救助を行う (1) 災害救助法による救助の種類 ア 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む） オ 災害にかかった者の救出 カ 災害にかかった住宅の応急修理	3-90	2. 災害救助法による救助を行う (1) 災害救助法による救助の種類 ア <u>受け入れ施設</u> （応急仮設住宅を含む）の供与 オ <u>被災者の救出</u> カ <u>被災した住宅の応急修理</u>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(2) 職権の一部委任</p> <p>府は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）</p>	3-90	<p>(2) 職権の一部委任</p> <p>府は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第<u>13</u>条）</p>	語句の修正
<p>第2節 飲料水を供給する</p> <p>2. 給水活動を行う</p> <p>(2) 飲料水の供給方法</p> <p>応急給水量原単位：3リットル／人日</p> <p>運搬距離給水場所：避難所</p>	3-93	<p>第2節 飲料水を供給する</p> <p>2. 給水活動を行う</p> <p>(2) 飲料水の供給方法</p> <p>応急給水量原単位：3リットル／人日（<u>各家庭にて備蓄</u>）</p> <p>運搬距離給水場所：<u>重要給水施設</u></p>	情報の更新
<p>3. 医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う</p> <p>【上下水道部、健康長寿部】</p> <p>病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び介護老人福祉施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、上下水道部長（上下水道部）が関係各部と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。</p>	3-93	<p>3. 医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う</p> <p>【上下水道部、<u>医療・福祉部</u>】</p> <p>病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、<u>重症心身障がい児者施設</u>及び介護老人福祉施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、上下水道部が関係各部と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 語句の修正
<p>第3節 食糧を供給する</p> <p>1. 災害時食糧供給体制を確立する</p> <p>(2) 給与対象者</p> <p>① 避難所に収容された者</p> <p>② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼等であつて、炊事のできない者</p> <p>③ 旅行者、市内通過者等で、他に食糧を得る手段がない者</p> <p>④ 被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者</p>	3-94	<p>第3節 食糧を供給する</p> <p>1. 災害時食糧供給体制を確立する</p> <p>(2) 給与対象者</p> <p><u>ア</u> 避難所に<u>避難している者</u></p> <p><u>イ</u> <u>住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者</u></p> <p><u>ウ</u> 旅行者、市内通過者等で、他に食糧を得る手段がない者</p> <p><u>エ</u> 被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者</p>	語句の修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(3) 災害時食糧供給体制の確立</p> <p>② 食糧の輸送</p> <p>ア 輸送体制</p> <p>都市づくり部（交通・住宅部）は、市において調達した食糧、市民生活部（生活部）が受入れた府支給の食糧及び全国各地から寄せられる物資について、その物流動線を簡略化するため、府立長野高校・地域交流活性拠点等の集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。</p>	3-95	<p>(3) 災害時食糧供給体制の確立</p> <p>② 食糧の輸送</p> <p>ア 輸送体制</p> <p>交通・住宅部は、市において調達した食糧、生活部が受入れた府支給の食糧及び全国各地から寄せられる物資について、その物流動線を簡略化するため、<u>大阪府立長野高等学校・地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くるまろの郷」等の集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。</u></p>	産業観光課意見より修正
<p>第4節 生活必需品等を供給する</p> <p>1. 災害時生活必需品供給体制を確立する</p> <p>(2) 給与又は貸与の対象者</p> <p>① 被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊を受けた者</p> <p>② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者</p> <p>③ 被服、寝具、その他生活必需物資が無い場合、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	3-98	<p>第4節 生活必需品等を供給する</p> <p>1. 災害時生活必需品供給体制を確立する</p> <p>(2) 給与又は貸与の対象者</p> <p><u>以下の項目を満たすものとする。</u></p> <p><u>ア 住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水の被害を受けた者</u></p> <p><u>イ 生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができない者</u></p> <p><u>ウ 直ちに日常生活を営むのが困難な者</u></p>	語句の修正
<p>第10章 自発的支援の受入れ</p> <p>第1節 ボランティアを受入れる</p> <p>市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、河内長野市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。</p>	3-101	<p>第10章 自発的支援の受入れ</p> <p>第1節 ボランティアを受入れる</p> <p>市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、河内長野市社会福祉協議会、<u>NPO、ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携する。</u></p>	府計画との整合
(新設)	3-101	<p><u>また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>2. 活動拠点を提供する</p> <p>【候補地】</p> <p>社会福祉協議会ボランティアセンター、寺ヶ丘公園、市民総合体育館、</p> <p>旧南花台西小学校、地域交流活性化拠点、その他被災地近くの公共施設</p>	3-101	<p>2. 活動拠点を提供する</p> <p>【候補地】</p> <p>社会福祉協議会ボランティアセンター、寺ヶ池公園、市民総合体育館、<u>大師総合運動場</u>、<u>地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまろの郷」</u>、その他被災地近くの公共施設</p>	市民保健部意見より修正
<p>第2節 義援金等を受付・配分する</p> <p>3. 義援物資提供の際に配慮する</p> <p>【子ども・福祉部、健康長寿部、会計室】</p>	3-103	<p>第2節 義援金等を受付・配分する</p> <p>3. 義援物資提供の際に配慮する</p> <p>【<u>生活部、総務部</u>】</p> <p><u>市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。</u></p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 府計画との整合
<p>第11章 メンタルケア（こころのケア）対策</p> <p>第1節 こころのケア対策を行う</p> <p>3. こころの健康相談等を行う</p> <p>(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。</p>	3-105	<p>第11章 メンタルケア（こころのケア）対策</p> <p>第1節 こころのケア対策を行う</p> <p>3. こころの健康相談等を行う</p> <p>(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の<u>設置や、避難所等での巡回相談を実施する。</u></p>	市民保健部意見より修正
<p>第12章 ライフラインの復旧</p> <p>第1節 ライフライン関係の応急対策を実施する</p> <p>3. 上水道を復旧する</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。</p>	3-107	<p>第12章 ライフラインの復旧</p> <p>第1節 ライフライン関係の応急対策を実施する</p> <p>3. 上水道を復旧する</p> <p>(1) 応急措置</p> <p>上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、<u>上水道業務継続計画に基づき、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部、警察に通報し、付近住民に広報する。</u></p>	情報の更新
<p>4. 下水道を復旧する</p> <p>(3) 広報</p>	3-109	<p>4. 下水道を復旧する</p> <p>(3) 広報</p> <p><u>ウ 民間との災害時維持修繕協定を締結し被害状況の調査や修繕などの支援を受ける。</u></p>	下水道課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
5. 電力を復旧する (2) 応急供給及び復旧	3-109	5. 電力を復旧する (2) 応急供給及び復旧 <u>ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。</u>	府計画との整合
6. ガスを復旧する (3) 広報 イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。	3-110	6. ガスを復旧する (3) 広報 イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 <u>加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。</u>	府計画との整合
第14章 捜索活動と遺体の収容・火葬 第2節 遺体を収容・火葬する 市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て災害時の死亡者を収容するとともに、処理及び火葬を実施する。	3-117	第14章 捜索活動と遺体の収容・火葬 第2節 遺体を収容・火葬する 市は、警察署及び自衛隊、 <u>医療関係機関等との協力のもとに、災害により犠牲となった遺体の収容と遺族側で対応が困難、もしくは不可能な遺体の対策を実施する。</u>	情報の更新
(1) 遺体の処理	3-118	(1) 遺体の処理 <u>検案終了後、必要に応じて遺体の処理を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡す。</u>	情報の更新
(2) 遺体の収容	3-118	(2) <u>遺体安置所の設置</u> <u>多くの遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢で適切な場所を遺体安置所に設定し、関係機関と連携して検視、検案等必要な措置を行うための環境整備を図る。</u>	情報の更新
第15章 廃棄物処理と保健衛生 第1節 廃棄物を処理する	3-120	第15章 廃棄物処理と保健衛生 第1節 廃棄物を処理する <u>なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定した河内長野市災害廃棄物処理計画による。</u>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由
1. ごみ・災害廃棄物を処理する (2) 災害廃棄物処理 ① 初期対応 災害廃棄物の発生量を把握する。	3-121	1. ごみ・災害廃棄物を処理する (2) 災害廃棄物処理 ① 初期対応 災害廃棄物の <u>種類等を勘案し、</u> 発生量を把握する。	語句の修正
③ 処理活動 イ 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。 エ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。	3-121	③ 処理活動 イ 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の <u>再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</u> エ <u>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</u> オ 必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。	府計画との整合
3. 住宅関係障害物を除去する 第2節 防疫・し尿処理を行う 1. 防疫対策を実施する (3) 被災者の健康維持活動 市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。	3-124	3. 住宅関係障害物を除去する 第2節 防疫・し尿処理を行う 1. 防疫対策を実施する (3) 被災者の健康維持活動 市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。 <u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</u>	府計画との整合
① 巡回相談等の実施	3-124	① 巡回相談等の実施 オ <u>必要に応じ福祉施設等での受入れ、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。</u>	府計画との整合
⑩ その他の措置 鳥インフルエンザ	3-124	⑩ その他の措置 鳥インフルエンザ <u>(病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものみ限る。)</u>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	3-125	<p><u>(4) 保健衛生活動における連携体制</u> <u>市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。</u></p>	府計画との整合
<p>3. 動物の保護等を行う</p> <p style="text-align: right;">【環境共生部】</p>	3-125	<p>3. 動物の保護等を行う</p> <p style="text-align: right;">【環境部】</p> <p><u>なお、応急避難の際に放置された愛玩動物など被災動物に対しては、「大阪府災害時等物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府、関係機関との連携のもと、保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</u></p>	防災計画上の必要な部局名称に変更
<p>第16章 文教対策の実施</p> <p>第1節 学校教育を再開する</p> <p>2. 学校における体制を確立する</p> <p>(1) 事前準備</p>	3-127	<p>第16章 文教対策の実施</p> <p>第1節 学校教育を再開する</p> <p>2. 学校における体制を確立する</p> <p>(1) 事前準備</p> <p><u>ウ 学校が避難所となる場合の運営に関しては、学校や教職員の役割を明確にし職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等について、マニュアル等の整備に努める。</u></p>	教育指導課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>(2) 災害時の体制</p> <p>ウ 学校長は災害の規模、児童・生徒・職員及び施設等の被害状況や所在地を速やかに把握するとともに市教育委員会と連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保する。</p> <p>エ 学校が避難所となる場合の運営に関しては、学校や教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等について、マニュアル等の整備に努める。</p> <p>オ 学校長は準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。</p>	3-127	<p>(2) 災害時の体制</p> <p>ウ 学校長は災害の規模、児童・生徒・職員及び施設等の被害状況や所在地を速やかに把握するとともに市教育委員会に<u>報告</u>し、校舎の管理に必要な職員を確保する。</p> <p><u>エ</u> 学校長は準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級<u>編制</u>を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。</p>	教育指導課意見より修正
<p>(3) 災害復旧時の体制</p> <p>ア 学校長は教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童・生徒に対しては、被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する体制をとる。</p> <p>オ 学校長は校舎が避難所として利用されている場合は、応急教育実施のための措置を市と協議する。</p>	3-127	<p>(3) 災害復旧時の体制</p> <p>ア 学校長は教職員を掌握するとともに、児童・生徒の被災状況や<u>連絡先を把握するとともに</u>、市教育委員会と<u>連携</u>し、教科書及び教材の<u>給与</u>に協力する体制をとる。</p> <p>オ 学校長は校舎が避難所として利用されている場合は、応急教育実施のために<u>必要な措置について</u>市と協議する。</p>	教育指導課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>3. 児童・生徒等を保護する</p> <p>(1) 児童・生徒等の保護</p> <p>ウ 災害が広域にわたると予想される場合には、府教育委員会から、ラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に措置する。</p> <p>エ 修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで中止する。</p> <p>オ 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、市教育委員会とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所へ適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。</p> <p>カ 学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を避難・福祉部に報告しなければならない。</p>	3-128	<p>3. 児童・生徒等を保護する</p> <p>(1) 児童・生徒等の保護</p> <p><u>ウ 校外における学習活動については、安全の見通しが判明するまで中止する。</u></p> <p><u>エ 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、市教育委員会とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所へ適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。</u></p> <p><u>オ 学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を避難・福祉部に報告しなければならない。</u></p>	教育指導課意見より修正
<p>(2) 教育施設の保全</p> <p>教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、</p>	3-128	<p>(2) 教育施設の保全</p> <p>教育施設及び備品等の被害を最小限に<u>とどめるため、</u></p>	教育指導課意見より修正
<p>4. 応急教育を実施する</p> <p>(2) 応急教育実施予定場所</p> <p>オ 利用すべき施設がないときは、応急校舎を建設する等の対策を講ずる。</p> <p>校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。</p>	3-128	<p>4. 応急教育を実施する</p> <p>(2) 応急教育実施予定場所</p> <p>オ <u>被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。</u></p> <p>カ 校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する<u>など、児童・生徒の安全を確保した上で可能な方法について検討する。</u></p>	教育指導課意見より修正
<p>(3) 授業時数の確保</p> <p>ア 災害による休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。</p> <p>イ 長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は、各地区毎の組織に区分して応急教育を実施する。</p>	3-129	<p>(3) 授業時数の確保</p> <p>ア 災害による休校等による影響が<u>最小限となるよう、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。</u></p> <p>イ 長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は、各地区毎の組織に区分して応急教育を実施する<u>等、地域の実情及び児童・生徒の発達段階を踏まえ、適切に対応する。</u></p>	教育指導課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>5. 就学等に関する措置を実施する</p> <p>(1) 学用品の供与</p> <p>学用品の供与については、災害救助法の定めにより実施する。</p> <p>① 供与品目</p>	3-129	<p>5. 就学等に関する措置を実施する</p> <p>(1) 学用品の<u>給与</u></p> <p>学用品の<u>給与</u>については、災害救助法の定めにより実施する。</p> <p>① <u>対象品目</u></p> <p><u>エ その他の学用品</u></p>	教育指導課意見より修正
<p>② 供与対象者</p> <p>住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の小学校児童・中学校生徒で、教科書、学用品を滅失又は棄損したもの。</p>	3-129	<p>② <u>給与対象者</u></p> <p>住家が全壊、<u>全焼</u>、流失、半壊、<u>半焼</u>又は床上浸水の被害を受けた世帯の小学校児童・中学校生徒で、教科書、学用品を<u>喪失又は損傷</u>したもの。</p>	教育指導課意見より修正
<p>(2) 就学措置</p> <p>ア 府教育委員会は、府立高等専門学校及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。</p>	3-129	<p>(2) 就学措置</p> <p>ア 府教育委員会は、<u>特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給</u>及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。</p>	教育指導課意見より修正
<p>8. 災害後の環境衛生を確保する</p> <p>(2) 学校長は、児童・生徒に災害時における環境衛生について周知及び指導を徹底する。</p>	3-130	<p>8. 災害後の<u>衛生環境</u>を確保する</p> <p>(2) 学校長は、児童・生徒の災害時における<u>衛生環境の確保に努める。</u></p>	教育指導課意見より修正
<p>第17章 社会秩序の維持</p> <p>第1節 社会秩序を維持する</p> <p>2. 警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する</p> <p style="text-align: right;">【市民生活部】</p> <p>(1) 警察活動</p> <p>～また、市は、防災協議会と連携し、公共の安全確保に努める。</p>	3-132	<p>第17章 社会秩序の維持</p> <p>第1節 社会秩序を維持する</p> <p>2. 警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する</p> <p style="text-align: right;">【<u>総務部本部班</u>】</p> <p>(1) 警察活動</p> <p>～また、市は、<u>防犯協議会、自主防災組織、自治会等</u>と連携し、公共の安全確保に努める。</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 語句の修正
<p>3. 物価の安定及び物資の安定供給を図る</p> <p>(1) 物価の監視</p> <p>府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売り惜しみをする業者に対しては、是正するよう勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p>	3-133	<p>3. 物価の安定及び物資の安定供給を図る</p> <p>(1) 物価の監視</p> <p>府は、物価の動きを調査、監視するとともに、<u>買い占め・売り惜しみ</u>をする業者に対しては、是正するよう勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。</p>	農林課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
1. 河川施設、ため池農業用施設における応急対策を実施する	3-134	1. 河川施設、ため池等農業用施設における応急対策を実施する	農林課意見より修正
<p>(2) 土砂災害危険箇所</p> <p>府及び市は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。</p>	3-135	<p>(2) <u>土砂災害の二次災害防止対策</u></p> <p><u>大雨や余震等による土砂災害の二次災害を防ぐため、府と連携して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請するなど、専門家による緊急点検、土砂災害危険箇所周辺の警戒監視を実施し、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、国、府の緊急調査が行われ、市に土砂災害緊急情報が発表されたときは、対象地域の居住者等に対して、避難のための立退きを勧告または指示するなど、適切に処置する。</u></p> <p><u>また、府及び市は、必要に応じてNPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。</u></p>	危機管理課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第3節 市街地災害応急対策</p> <p>1. ガス漏洩事故対策を実施する</p> <p>(7) ガスの供給遮断</p> <p>ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社が行う。</p> <p>イ 大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社に連絡する。</p>	3-139	<p>第3節 市街地災害応急対策</p> <p>1. ガス漏洩事故対策を実施する</p> <p>(7) ガスの供給遮断</p> <p>ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社が行う<u>（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業者（LPガスの場合）</u>が行う。</p> <p>イ 大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社<u>等</u>に連絡する。</p>	情報の更新

現行	頁	修正素案	修正理由									
第4編 災害復旧・復興対策編 災害救助法による住宅の応急修理制度の拡充に伴い、住家が半壊に準じる程度の損傷を受けた場合（準半壊）も応急修理の支援対象へ拡充する内容の追加												
第4編 災害復旧・復興対策編 (4) 住宅の応急修理等 ① 対象者 災害により住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことが出来ず、かつ自己の資力で応急修理が出来ない者に対して行う。 ア 生活保護法による被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等 ウ 前号に準ずる者	4-3	第4編 災害復旧・復興対策編 (4) 住宅の応急修理等 ① 対象者 災害により <u>一部損壊（準半壊）以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住宅被害を受けた者を対象とする。</u> <u>ただし、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者であり、かつ、応急仮設住宅を利用しない者に限る。</u>	危機管理課意見より修正									
② 修理の方法 ア 修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。 イ 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。 ウ 修理する住宅の選定については、市長が行う。	4-3	② 修理の方法 ア 修理の範囲は、 <u>屋根、壁、床等、日常生活に必要な欠くことのできない部分であり、より緊急を要する箇所について実施する。</u> イ 修理は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。 ウ <u>応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しない場合に対象となる。</u> ③ <u>費用の限度額</u> <u>住宅の応急修理の費用の限度額は、災害救助法が定めるところにより、以下のとおりである。</u> <table border="1" data-bbox="1093 1174 1771 1342"> <thead> <tr> <th>損害</th> <th>費用の限度額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模半壊、半壊</td> <td>595,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>300,000円</td> <td>準半壊とは、一部損壊（損害割合20%未満）であって、損害割合が10%以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>	損害	費用の限度額	備考	大規模半壊、半壊	595,000円		準半壊	300,000円	準半壊とは、一部損壊（損害割合20%未満）であって、損害割合が10%以上のもの	危機管理課意見より修正
損害	費用の限度額	備考										
大規模半壊、半壊	595,000円											
準半壊	300,000円	準半壊とは、一部損壊（損害割合20%未満）であって、損害割合が10%以上のもの										

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、応急仮設住宅の種類を「建設型仮設住宅」と「借上型仮設住宅」に区分して掲載			
<p>第1章 被災者の生活再建支援</p> <p>第1節 住宅を確保する</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う</p> <p>(3) 応急仮設住宅の設置</p> <p>① 建設予定地の選択方法・基準</p> <p>応急仮設住宅の建設用地は、安全、保健衛生上適当な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。</p> <p>② 建設資機材及び業者の確保</p> <p>応急住宅の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。</p>	4-2	<p>第1章 被災者の生活再建支援</p> <p>第1節 住宅を確保する</p> <p>3. 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う</p> <p>(3) 応急仮設住宅の設置</p> <p>① 建設予定地の選択方法・基準</p> <p><u>建設型仮設住宅(建設して供与するものをいう。以下同じ。)</u>の建設用地は、安全、保健衛生上適当な場所として、予定地の中から災害状況を勘案して適切な場所を選定する。</p> <p>② 建設資機材及び業者の確保</p> <p><u>建設型仮設住宅</u>の建設に当たっては、建設業者等に協力を要請する。</p>	府計画との整合
(新設)	4-2	<p>④ <u>応急仮設住宅の借上げ</u></p> <p><u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
府計画等に即して、罹災者証明交付業務等の具体化、特定大規模災害に関する記述を追加			
<p>第2節 被災者の生活を確保する</p> <p>2. 罹災証明書を交付する</p> <p style="text-align: right;">【危機管理課、市民生活部】</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p>	4-5	<p>第2節 被災者の生活を確保する</p> <p>2. 罹災証明書を交付する</p> <p style="text-align: right;">【総務部・生活部】</p> <p>(1) 罹災証明書の交付</p> <p><u>なお、平成29年の熊本地震や、平成30年の大阪北部地震等の災害において、罹災証明書の交付が遅れた結果、被災者の生活再建が遅れた事例があったことを踏まえ、すみやかに交付できる体制の構築に努める。</u></p> <p><u>住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p>	<p>防災計画上の必要な部局名称に変更</p> <p>府計画との整合</p>
<p>(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保</p> <p>市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	4-5	<p>(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保</p> <p>① <u>市の実施体制及び関係機関との連携</u></p> <p><u>令和元年台風第15号を契機として、住家の損害判定に「準半壊」が追加され、住家の被害認定調査件数の増加が見込まれることを踏まえて、市は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、<u>税務課などの家屋調査の知識を有する職員を多く配置するとともに、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></u></p>	<p>府計画との整合</p>

現行	頁	修正素案	修正理由
(新設)	4-6	<p><u>② 被害調査における写真等の活用</u> <u>住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>③ 被災者台帳の活用</u> <u>個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>	府計画との整合
第3節 激甚災害の指定を受ける	4-9	<p>第3節 激甚災害の指定を受ける</p> <p><u>2. 特定大規模災害時に支援を要請する</u></p> <p style="text-align: right;"><u>【全部局】</u></p> <p><u>府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市町村又は市町村長から要請があり、かつ市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市町村又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市町村に対する支援を行う。</u></p>	府計画との整合
その他の災害復旧・復興対策に係る修正			
4. 住宅の確保・支援を行う (3) 公営住宅の供給促進	4-4	<p>4. 住宅の確保・支援を行う (3) 公営住宅の供給促進</p> <p><u>④ 宅建協会との協定</u> <u>大規模な災害が発生した際、住宅の情報提供や媒介等に関して協力を得る。</u></p>	情報の更新
(6) り災都市借地借家臨時処理法の適用申請	4-4	(6) <u>大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請</u>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>3. 被災者生活再建支援金を支給する</p> <p>④ 支給金額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計金額となる。</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>(表は別紙16参照)</p>	4-7	<p>3. 被災者生活再建支援金を支給する</p> <p>④ 支給金額</p> <p>支給額は、以下の<u>基礎支援金と加算支援金</u>の合計金額となる。</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>(表は別紙16参照)</p>	危機管理課意見より修正
<p>第2章 地域支援</p> <p>第1節 農産物災害応急対策を確立する</p> <p>2. 農作物応急対策を実施する</p> <p style="text-align: right;">【産業経済部】</p> <p>(1) 災害対策技術の指導</p> <p>地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限に食い止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。</p>	4-10	<p>第2章 地域支援</p> <p>第1節 農産物災害応急対策を確立する</p> <p>2. 農作物応急対策を実施する</p> <p style="text-align: right;">【<u>食糧日用品部</u>】</p> <p>(1) 災害対策技術の指導</p> <p>地割れなどにより農地、<u>農業用施設</u>及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導や被害を最小限に食い止めるための技術指導等を、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 語句の修正
<p>第2節 中小企業の復興支援を行う</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。</p>	4-11	<p>第2節 中小企業の復興支援を行う</p> <p>災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられるが、市は、<u>あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p>	産業観光課意見より修正

現行	頁	修正素案	修正理由
<p>第3節 農林業関係者の復興支援を行う</p> <p>災害により被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。</p>	4-12	<p>第3節 農林業関係者の復興支援を行う</p> <p>災害により被害を受けた農<u>林</u>業者又は組合等に対し復旧を促進し、農<u>林</u>業の生産力の回復と経営の安定化を図るため、府は政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう対処するが、市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農<u>林</u>業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。</p>	農林課意見より修正
<p>1. 資金需要の把握・調査を行う</p> <p>府が行う農関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。</p>	4-13	<p>1. 資金需要の把握・調査を行う</p> <p>府が行う農<u>林</u>関係者等に対する被害状況の調査、及び資金需要の把握について協力する。支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を設ける。</p>	農林課意見より修正
<p>2. 資金の融資措置を行う</p> <p>被災した農業者等に対する融資適用</p>	4-13	<p>2. 資金の融資措置を行う</p> <p>被災した農<u>林</u>業関係者等に対する融資適用</p>	農林課意見より修正
<p>3. 融資制度を周知する</p> <p style="text-align: right;">【産業経済部】</p> <p>市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。</p>	4-13	<p>3. 融資制度を周知する</p> <p style="text-align: right;">【食糧日用品部】</p> <p>市は、農林業関係団体を通じて、国・府が行う災害により被害を受けた農<u>林</u>業者又は組合等に対する融資制度について周知する。</p>	防災計画上の必要な部局名称に変更 語句の修正
<p>第3章 復興</p> <p>第1節 復興の基本方針を作成する</p> <p>1. 基本方針を決定する</p>	4-14	<p>第3章 復興</p> <p>第1節 復興の基本方針を作成する</p> <p>1. 基本方針を決定する</p> <p><u>また府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。</u></p>	府計画との整合

現行	頁	修正素案	修正理由
全編通じた表記の統一			
東南海・南海地震 従って 本市 かかる 避難準備情報 避難指示 避難地 避難路 ボランティアコーディネーター 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部 府立長野高校 市長補佐官 各部局名	共通	南海トラフ地震 したがって 市 係る 避難準備・高齢者等避難開始 避難指示（緊急） 避難場所 避難経路 ボランティアコーディネーター 関西電力送配電株式会社 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部 大阪府立長野高等学校 危機管理監 防災計画上の必要な部局名	表記の統一

現行

【中央構造線】

- ・季節、時間帯 冬季、午後5時（平日）
- ・気象条件 晴れ、南西の風、平均風速 0.9m/s

想定地震		中央構造線
地震の規模 (マグニチュード)		7.3
建物総数		41,150 棟
建物被害	全壊棟数	2,710 棟 (6.6%)
	半壊棟数	11,680 棟 (28.4%)
焼失被害	出火点数	29
	焼失棟数	3,000 棟 (7.3%)
総人口		119,810 人
人的被害	死者数	720 人 (0.6%)
	負傷者数	1,450 人 (1.2%)
	避難所生活者数	13,340 人 (11.1%)
ライフライン被害 <small>250メッシュ での最大</small>	上水道管	5箇所以上
	下水道管	2～3箇所
	ガス管	3箇所以上
	電力柱	1本未満
	電話柱	1本未満

〔河内長野市地震被害想定調査（解析調査）：平成9年3月〕

修正素案

【中央構造線】

- ・季節、時間帯 冬季、夕刻（18時頃）
- ・気象条件 晴れ、超過確立1%風速
注) 世帯数・人口等は平成16年度のデータで計算されている

想定地震		中央構造線
地震の規模 (マグニチュード)		<u>7.7～8.1</u>
建物総数		<u>33,559 棟</u>
建物被害	全壊棟数	<u>1,077 棟</u> (3.2%)
	半壊棟数	<u>1,861 棟</u> (5.5%)
焼失被害	出火件数	<u>4</u>
	焼失棟数	<u>0 棟</u>
人的被害	死者数	<u>5 人</u>
	負傷者数	<u>592 人</u>
	避難所生活者数	<u>3,108 人</u>
ライフライン	上水道管	<u>40,000 人</u> (32.9%)
	ガス	<u>8,000 戸</u> (88.9%)
	電気	<u>20,021 軒</u> (38.1%)
	固定電話	<u>2,065</u> (1.8%)

〔大阪府地震被害想定：平成19年3月〕

現行			修正素案		
② 地震情報の種類、内容			② 地震情報の種類、内容		
情報の種類	発表基準	内容	情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。(河内長野市の地域名は「大阪府南部」)	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約188に区分した地域名と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。(河内長野市の地域名は「大阪府南部」)
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度に関する情報 <u>(注1)</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	各地の震度に関する情報 <u>(注1)</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数情報等を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・震度3以上	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等</u> を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)
			<u>遠地地震に関する情報</u>		地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</u>
			その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震の回数情報等を発表

(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の地震に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

現行			修正素案		
② 警報			② 警報		
	種類	発表基準		種類	発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。</u>
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
気象警報	大雨警報 (注)(5)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平地地:1時間雨量50mmあるいは3時間雨量90mm 平地地以外:1時間雨量70mmあるいは3時間雨量130mm ②土壌雨量指数基準=114	気象警報	大雨警報 (注)(5)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> 。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準=15 ②土壌雨量指数基準=120
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:24時間降雪の深さ 20cm 山地:24時間降雪の深さ 40cm		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:12時間降雪の深さ 10cm 山地:12時間降雪の深さ 20cm
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平地地:1時間雨量50mmあるいは3時間雨量90mm 平地地以外:1時間雨量70mmあるいは3時間雨量130mm ③見川流域=10 西除川流域=11 (流域雨量指数基準)	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u> 。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①流域雨量指数基準 西除川流域=6.4 天見川流域=16.5 ②複合基準(表面雨量指数, 流域雨量指数) 石川流域=(13, 15.5) ③指定河川洪水予報による基準 大和川水系石川(金剛大橋・玉手橋)

現行		修正素案																																																												
③ 注意報		③ 注意報																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平地地:1時間雨量30mmあるいは3時間雨量60mm 平地地以外:1時間雨量40mmあるいは3時間雨量80mm ②土壌雨量指数基準=80</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:24時間降雪の深さ 5cm 山地:24時間降雪の深さ 20cm</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報(注)(7)</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>気象注意報</td> <td>低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報☆</td> <td>浸水注意報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平地地:1時間雨量30mmあるいは3時間雨量60mm 平地地以外:1時間雨量40mmあるいは3時間雨量80mm ②土壌雨量指数基準=80	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:24時間降雪の深さ 5cm 山地:24時間降雪の深さ 20cm	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合	雷注意報(注)(7)	落雷等により被害が予想される場合	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合	気象注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合	地面現象注意報☆	地面現象注意報	浸水注意報☆	浸水注意報	洪水注意報	洪水注意報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。<u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u></td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準=9 ②土壌雨量指数基準=82</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:12時間降雪の深さ 5cm 山地:12時間降雪の深さ 10cm</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報(注)(7)</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>気象注意報</td> <td>低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報☆</td> <td>浸水注意報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準=9 ②土壌雨量指数基準=82	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:12時間降雪の深さ 5cm 山地:12時間降雪の深さ 10cm	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合	雷注意報(注)(7)	落雷等により被害が予想される場合	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合	気象注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合	地面現象注意報☆	地面現象注意報	浸水注意報☆	浸水注意報	洪水注意報	洪水注意報
種類	発表基準																																																													
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合																																																													
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合																																																													
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①雨量基準 平地地:1時間雨量30mmあるいは3時間雨量60mm 平地地以外:1時間雨量40mmあるいは3時間雨量80mm ②土壌雨量指数基準=80																																																													
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:24時間降雪の深さ 5cm 山地:24時間降雪の深さ 20cm																																																													
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合																																																													
雷注意報(注)(7)	落雷等により被害が予想される場合																																																													
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合																																																													
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合																																																													
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合																																																													
霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合																																																													
気象注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合																																																													
地面現象注意報☆	地面現象注意報																																																													
浸水注意報☆	浸水注意報																																																													
洪水注意報	洪水注意報																																																													
種類	発表基準																																																													
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合																																																													
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。 <u>関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。</u>																																																													
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u> 具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準=9 ②土壌雨量指数基準=82																																																													
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地:12時間降雪の深さ 5cm 山地:12時間降雪の深さ 10cm																																																													
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合																																																													
雷注意報(注)(7)	落雷等により被害が予想される場合																																																													
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合																																																													
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合																																																													
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合																																																													
霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合																																																													
気象注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合																																																													
地面現象注意報☆	地面現象注意報																																																													
浸水注意報☆	浸水注意報																																																													
洪水注意報	洪水注意報																																																													

現行

(2) 石川洪水予報

種類	発表の基準
石川はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石川はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき
石川はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

修正素案

(2) 石川洪水予報

種類	発表の基準
石川氾濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
石川氾濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
石川氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
石川氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>

現行	修正素案																		
(新設)	<p>(1) <u>警戒レベルの活用</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 236 1368 272">警戒レベル</th> <th data-bbox="1368 236 1727 272">住民等がとるべき行動</th> <th data-bbox="1727 236 2063 272">行動を住民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 272 1368 363"><u>警戒レベル 1</u></td> <td data-bbox="1368 272 1727 363"><u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u></td> <td data-bbox="1727 272 2063 363"><u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>【気象庁が発表】</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 363 1368 549"><u>警戒レベル 2</u></td> <td data-bbox="1368 363 1727 549"><u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u></td> <td data-bbox="1727 363 2063 549"><u>大雨注意報・洪水注意報</u> <u>【気象庁が発表】</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 549 1368 675"><u>警戒レベル 3</u></td> <td data-bbox="1368 549 1727 675"><u>避難に時間の係る高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></td> <td data-bbox="1727 549 2063 675"><u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>【市が発令】</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 675 1368 831"><u>警戒レベル 4</u></td> <td data-bbox="1368 675 1727 831"><u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており緊急に避難する。指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u></td> <td data-bbox="1727 675 2063 831"><u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>【市が発令】</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 831 1368 948"><u>警戒レベル 5</u></td> <td data-bbox="1368 831 1727 948"><u>建物内ではより安全な部屋への移動等の命を守るための最善の行動をする。</u></td> <td data-bbox="1727 831 2063 948"><u>災害発生情報</u> <u>【市が発令】</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	<u>警戒レベル 1</u>	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>【気象庁が発表】</u>	<u>警戒レベル 2</u>	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>大雨注意報・洪水注意報</u> <u>【気象庁が発表】</u>	<u>警戒レベル 3</u>	<u>避難に時間の係る高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>【市が発令】</u>	<u>警戒レベル 4</u>	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており緊急に避難する。指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>	<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>【市が発令】</u>	<u>警戒レベル 5</u>	<u>建物内ではより安全な部屋への移動等の命を守るための最善の行動をする。</u>	<u>災害発生情報</u> <u>【市が発令】</u>
警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報																	
<u>警戒レベル 1</u>	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>【気象庁が発表】</u>																	
<u>警戒レベル 2</u>	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>大雨注意報・洪水注意報</u> <u>【気象庁が発表】</u>																	
<u>警戒レベル 3</u>	<u>避難に時間の係る高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> <u>【市が発令】</u>																	
<u>警戒レベル 4</u>	<u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており緊急に避難する。指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u>	<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> <u>【市が発令】</u>																	
<u>警戒レベル 5</u>	<u>建物内ではより安全な部屋への移動等の命を守るための最善の行動をする。</u>	<u>災害発生情報</u> <u>【市が発令】</u>																	

現行				修正素案					
災害時の配備体制（地震）				災害時の配備体制（地震）					
種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）	配備体制（勤務時間内）	種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）	配備体制（勤務時間内）		
警戒配備体制	1 市域で震度 4 を観測したとき。 2 小規模な災害の発生、その他の状況により市長補佐官（危機管理担当）が必要と認められたとき。	1 課長級以上の職員は、直ちに自主登庁する。 その他の職員は自宅で待機する。 2 災害応急活動及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。	1 課長級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。	情報収集体制	1 市域で震度 3 を観測したとき。	1 危機管理監および総務部本部職員は、情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。			
	非常配備体制	1 市域で震度 5 弱以上を観測したとき。 2 東海地震にかかる警戒宣言が発せられたとき。 3 市域に中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。 4 その他の状況により市長が必要と認められたとき。	1 主査級以上の職員は、直ちに自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。 避難所マスターキー保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。消防士員は全員、各所属に自主参集する。 2 各部課がそれぞれ担当する業務分野に応じて災害等に対し応急措置をとり、必要に応じて救助・救護活動を行い、また災害が拡大するのを防止するための復旧対策活動に対処できる体制とする。 3 速やかに災害対策本部を設置する。		1 主査級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。 避難所マスターキー保管者は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。	非常配備体制	1 市域で震度 4 を観測したとき。 2 小規模な災害の発生、その他の状況により危機管理監が必要と認められたとき。	1 課長級以上の職員は、直ちに自主登庁する。 その他の職員は自宅で待機する。 2 災害応急活動及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。	1 課長級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。
緊急配備体制		1 市域で震度 5 弱以上を観測したとき。 2 市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。 3 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認められたとき。	1 全職員は、直ちに自主登庁し災害対策活動に移行する。 避難所マスターキー保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設要員は所定の避難所に参集し避難所開設にあたる。 2 各部課が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。 3 緊急配備体制の後、速やかに災害対策本部を設置する。 ・参集時の注意事項 (1) 原則として徒歩・自転車・オートバイで登庁する。 (2) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。 (3) 本庁指定場所（802会議室）に参集するものとするが、壊れている場合は正面玄関前に参集する。	1 全職員は、直ちに災害対策活動に移行する。 避難所マスターキー保管者は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。	緊急配備体制		1 市域で震度 5 弱以上を観測したとき。 2 南海トラフ地震に係る警戒宣言が発せられたとき。 3 市域に中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。 4 その他の状況により市長が必要と認められたとき。	1 主査級以上の職員は、直ちに自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。 地域サポーター（防災）は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。消防士員は全員、各所属に自主参集する。 2 各部課がそれぞれ担当する業務分野に応じて災害等に対し応急措置をとり、必要に応じて救助・救護活動を行い、また災害が拡大するのを防止するための復旧対策活動に対処できる体制とする。 3 速やかに災害対策本部を設置する。	1 主査級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。 地域サポーター（防災）は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。
		1 市域で震度 6 弱以上を観測したとき。 2 市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。 3 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認められたとき。	1 全職員は、直ちに自主登庁し災害対策活動に移行する。 避難所マスターキー保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設要員は所定の避難所に参集し避難所開設にあたる。 2 各部課が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。 3 緊急配備体制の後、速やかに災害対策本部を設置する。 ・参集時の注意事項 (1) 原則として徒歩・自転車・オートバイで登庁する。 (2) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。 (3) 本庁指定場所（802会議室）に参集するものとするが、壊れている場合は正面玄関前に参集する。	1 全職員は、直ちに災害対策活動に移行する。 避難所マスターキー保管者は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。			1 市域で震度 6 弱以上を観測したとき。 2 市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。 3 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認められたとき。	1 全職員は、直ちに自主登庁し災害対策活動に移行する。 地域サポーター（防災）は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。また、避難所開設要員は所定の避難所に参集し避難所開設にあたる。 2 各部課が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。 3 緊急配備体制の後、速やかに災害対策本部を設置する。 ・参集時の注意事項 (1) 原則として徒歩・自転車・オートバイで登庁する。 (2) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。 (3) 本庁指定場所（802会議室）に参集するものとするが、壊れている場合は正面玄関前に参集する。	1 全職員は、直ちに災害対策活動に移行する。 地域サポーター（防災）は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部）に連絡する。

- ※ 配備該当事由は、いずれか 1 つに該当する場合に適用される。
- ※ 各職員は、体感その他により市域において震度 4 以上を観測したと推定した場合は、気象庁の発表した震度が下回る場合や発表そのものがない場合においても、震度相当の配備体制による参集を行う。
- ※ 緊急配備体制要員とは、各々の勤務地から自宅までの距離が 2 km 以内の職員をいう。
- ※ 避難所開設要員とは、各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

- ※ 配備該当事由は、いずれか 1 つに該当する場合に適用される。
- ※ 各職員は、体感その他により市域において震度 4 以上を観測したと推定した場合は、気象庁の発表した震度が下回る場合や発表そのものがない場合においても、震度相当の配備体制による参集を行う。
- ※ 地域サポーター（防災）とは、各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

現行			修正素案		
① 生活必需品等の確保			① 生活必需品等の確保		
事項	品目例	時期区分	事項	品目例	時期区分
第一次応急 生活必需品の確保 （直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	◎毛布 ◎布団類（避難行動要支援者用優先） ◎敷物 ◎外衣・肌着 ◎日用品（トイレットペーパー・ティッシュペーパー・生理用品・紙おむつ） ◎冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等） ◎食器類（箸・コップ・皿・ほ乳ビン・缶切等） ◎光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等）	災害発生直後 3日目まで	第一次応急 生活必需品の確保 （直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	◎毛布、布団類（避難行動要支援者用優先） ◎敷物（ <u>ブルーシート</u> ） ◎日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、 <u>乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、消毒薬、携帯トイレ・簡易トイレ</u> ） ◎食器類（ほ乳ビン、 <u>ほ乳ビン消毒剤、ほ乳ビン消毒容器</u> 等） ◎ <u>パーティション</u>	災害発生直後 3日目まで
第二次応急 生活必需品の確保 （復旧期） ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	◎外衣・肌着 ◎身回品（タオル・パンスト・靴下・サンダル等） ◎日用品（トイレットペーパー・ティッシュペーパー・ウエットティッシュ・生理用品・紙おむつ・ドライシャンプー・石鹸・洗剤・歯ブラシ・歯磨粉等・ガムテープ） ◎冷暖房用品（使捨てカイロ・ストーブ・扇風機等） ◎食器類（鍋・箸・コップ・皿・缶切等） ◎光熱材料（使捨てライター・カセットコンロ等） ◎携帯ラジオ	災害後4日目以降 14日目まで	第二次応急 生活必需品の確保 （復旧期） ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	◎外衣・肌着 ◎身回品（タオル、パンスト、靴下、サンダル等） ◎日用品（ウエットティッシュ、ドライシャンプー、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨粉等、ガムテープ、 <u>医薬品、マスク、トイレ清掃道具</u> ） ◎冷暖房用品（ <u>防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸</u> ） ◎食器類（鍋、箸、コップ、皿、缶切等） ◎光熱材料（使捨てライター、カセットコンロ等） ◎携帯ラジオ	災害後4日目以降 14日目まで

現行			修正素案		
災害時の配備体制（風水害）			災害時の配備体制（風水害）		
種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）	種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）
事前配備体制	1 (1) 台風が本土に接近し、市域に影響するおそれがあるとき。 (2) 市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表されたとき。 (7) 大雨警報 (4) 暴風警報 (7) 暴風雪警報 (エ) 洪水警報 (4) 大雪警報 (3) 石川洪水注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 (4) 住民の自主避難要請があるとき。	1 各部課で予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 通信・情報収集活動を行う。 軽微な災害には、職員の増員により対応する。 2 事態の推移に従い、速やかに警戒配備体制に移行できる体制とする。	事前配備体制	1 ① <u>台風が本土に接近し、市域に影響するおそれがあるとき。</u> ② <u>市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表されたとき。</u> (7) <u>大雨警報</u> (4) <u>暴風警報</u> (7) <u>暴風雪警報</u> (エ) <u>洪水警報</u> (4) <u>大雪警報</u> ③ 石川洪水注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ④ 住民の自主避難要請があるとき。	1 各部課で予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 通信・情報収集活動を行う。 軽微な災害には、職員の増員により対応する。 2 事態の推移に従い、速やかに警戒配備体制に移行できる体制とする。
警戒配備体制	1 市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めたとき又は発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 石川洪水警報 2 避難準備情報を発令するとき。 3 一時避難情報を発令するとき。 4 その他、副市長が必要と認めたととき。	1 (1) 予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 局地的な災害応急活動を速やかに実施できる体制とする。 (2) (1)に該当しない部局においては、職員は自宅で待機とする。 2 災害応急活動要員の招集及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。	警戒配備体制	1 市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めたとき又は発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) <u>石川洪水警報</u> 2 <u>警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）</u> を発令するとき。 3 <u>その他、副市長が必要と認めたととき。</u>	1 ① 予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。局地的な災害応急活動を速やかに実施できる体制とする。 ② ①に該当しない部局においては、職員は自宅で待機とする。 2 災害応急活動要員の招集及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。
非常配備体制	1 市域に、中規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、警戒配備体制では対処できないとき。 2 避難勧告を発令するとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたととき。	1 (1) 災害対策本部組織の各部においては、状況に応じて必要な人員を連絡網により招集し、あるいは自主登庁する。 (2) (1)に該当しない部局においては、課長級以上の職員は連絡網により招集、あるいは自主登庁する。 その他の職員は自宅で待機する。 2 避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。	非常配備体制	1 市域に、中規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、 <u>警戒配備体制では対処できないとき。</u> 2 <u>警戒レベル4（避難勧告）</u> を発令するとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたととき。	1 ①災害対策本部組織の各部においては、状況に応じて必要な人員を連絡網により招集し、あるいは自主登庁する。 ② ①に該当しない部局においては、課長級以上の職員は連絡網により招集、あるいは自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。 2 避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。
緊急配備体制	1 市域に、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、非常配備体制では対処できないとき。 2 避難指示を発令するとき。 3 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4 その他の状況により市長が必要と認めたととき。	1 市の全力を挙げて防災活動を実施する体制 2 避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。	緊急配備体制	1 市域に、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、 <u>非常配備体制では対処できないとき。</u> 2 <u>避難指示（緊急）及び警戒レベル5（災害発生情報）</u> を発令するとき。 3 <u>災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。</u> 4 その他の状況により市長が必要と認めたととき。	1 市の全力を挙げて防災活動を実施する体制 2 避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。

現行	修正素案																																																	
(新設)	<p>(5) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1187 236 1352 260">種 類</th> <th data-bbox="1352 236 1998 260">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1187 260 1352 719">大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td data-bbox="1352 260 1998 719"> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 395 1453 419">色</th> <th data-bbox="1453 395 1576 419">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 395 1816 419">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 395 1998 419">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 419 1453 467">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 419 1576 467">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 419 1816 467">避難を完了しておく必要がある</td> <td data-bbox="1816 419 1998 467" rowspan="2">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 467 1453 515">うす紫</td> <td data-bbox="1453 467 1576 515">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 467 1816 515">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 515 1453 563">赤</td> <td data-bbox="1453 515 1576 563">警戒</td> <td data-bbox="1576 515 1816 563">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 515 1998 563">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 563 1453 675">黄</td> <td data-bbox="1453 563 1576 675">注意</td> <td data-bbox="1576 563 1816 675">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 563 1998 675">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 719 1352 831">大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td data-bbox="1352 719 1998 831"> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 831 1352 1310">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1352 831 1998 1310"> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 994 1453 1018">色</th> <th data-bbox="1453 994 1576 1018">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 994 1816 1018">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 994 1998 1018">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 1018 1453 1066">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 1018 1576 1066">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 1018 1816 1066">命を守る最善の行動をとる</td> <td data-bbox="1816 1018 1998 1066">警戒レベル 5 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1066 1453 1114">うす紫</td> <td data-bbox="1453 1066 1576 1114">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 1066 1816 1114">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> <td data-bbox="1816 1066 1998 1114">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1114 1453 1161">赤</td> <td data-bbox="1453 1114 1576 1161">警戒</td> <td data-bbox="1576 1114 1816 1161">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1114 1998 1161">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1161 1453 1273">黄</td> <td data-bbox="1453 1161 1576 1273">注意</td> <td data-bbox="1576 1161 1816 1273">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1161 1998 1273">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 1310 1352 1497">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1352 1310 1998 1497"> <p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 395 1453 419">色</th> <th data-bbox="1453 395 1576 419">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 395 1816 419">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 395 1998 419">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 419 1453 467">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 419 1576 467">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 419 1816 467">避難を完了しておく必要がある</td> <td data-bbox="1816 419 1998 467" rowspan="2">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 467 1453 515">うす紫</td> <td data-bbox="1453 467 1576 515">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 467 1816 515">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 515 1453 563">赤</td> <td data-bbox="1453 515 1576 563">警戒</td> <td data-bbox="1576 515 1816 563">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 515 1998 563">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 563 1453 675">黄</td> <td data-bbox="1453 563 1576 675">注意</td> <td data-bbox="1576 563 1816 675">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 563 1998 675">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table>	色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル	濃い紫	極めて危険	避難を完了しておく必要がある	警戒レベル 4 相当	うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある	赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当	黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当	大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 994 1453 1018">色</th> <th data-bbox="1453 994 1576 1018">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 994 1816 1018">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 994 1998 1018">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 1018 1453 1066">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 1018 1576 1066">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 1018 1816 1066">命を守る最善の行動をとる</td> <td data-bbox="1816 1018 1998 1066">警戒レベル 5 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1066 1453 1114">うす紫</td> <td data-bbox="1453 1066 1576 1114">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 1066 1816 1114">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> <td data-bbox="1816 1066 1998 1114">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1114 1453 1161">赤</td> <td data-bbox="1453 1114 1576 1161">警戒</td> <td data-bbox="1576 1114 1816 1161">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1114 1998 1161">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1161 1453 1273">黄</td> <td data-bbox="1453 1161 1576 1273">注意</td> <td data-bbox="1576 1161 1816 1273">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1161 1998 1273">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table>	色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル	濃い紫	極めて危険	命を守る最善の行動をとる	警戒レベル 5 相当	うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある	警戒レベル 4 相当	赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当	黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当	流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>
種 類	概 要																																																	
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 395 1453 419">色</th> <th data-bbox="1453 395 1576 419">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 395 1816 419">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 395 1998 419">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 419 1453 467">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 419 1576 467">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 419 1816 467">避難を完了しておく必要がある</td> <td data-bbox="1816 419 1998 467" rowspan="2">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 467 1453 515">うす紫</td> <td data-bbox="1453 467 1576 515">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 467 1816 515">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 515 1453 563">赤</td> <td data-bbox="1453 515 1576 563">警戒</td> <td data-bbox="1576 515 1816 563">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 515 1998 563">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 563 1453 675">黄</td> <td data-bbox="1453 563 1576 675">注意</td> <td data-bbox="1576 563 1816 675">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 563 1998 675">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table>	色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル	濃い紫	極めて危険	避難を完了しておく必要がある	警戒レベル 4 相当	うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある	赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当	黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当																														
色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル																																															
濃い紫	極めて危険	避難を完了しておく必要がある	警戒レベル 4 相当																																															
うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある																																																
赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当																																															
黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当																																															
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>																																																	
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1352 994 1453 1018">色</th> <th data-bbox="1453 994 1576 1018">色が持つ意味</th> <th data-bbox="1576 994 1816 1018">住民等の行動の例</th> <th data-bbox="1816 994 1998 1018">相当する警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1352 1018 1453 1066">濃い紫</td> <td data-bbox="1453 1018 1576 1066">極めて危険</td> <td data-bbox="1576 1018 1816 1066">命を守る最善の行動をとる</td> <td data-bbox="1816 1018 1998 1066">警戒レベル 5 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1066 1453 1114">うす紫</td> <td data-bbox="1453 1066 1576 1114">非常に危険</td> <td data-bbox="1576 1066 1816 1114">危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td> <td data-bbox="1816 1066 1998 1114">警戒レベル 4 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1114 1453 1161">赤</td> <td data-bbox="1453 1114 1576 1161">警戒</td> <td data-bbox="1576 1114 1816 1161">高齢者等の避難が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1114 1998 1161">警戒レベル 3 相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1161 1453 1273">黄</td> <td data-bbox="1453 1161 1576 1273">注意</td> <td data-bbox="1576 1161 1816 1273">避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td> <td data-bbox="1816 1161 1998 1273">警戒レベル 2 相当</td> </tr> </tbody> </table>	色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル	濃い紫	極めて危険	命を守る最善の行動をとる	警戒レベル 5 相当	うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある	警戒レベル 4 相当	赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当	黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当																													
色	色が持つ意味	住民等の行動の例	相当する警戒レベル																																															
濃い紫	極めて危険	命を守る最善の行動をとる	警戒レベル 5 相当																																															
うす紫	非常に危険	危険な場所から全員避難を開始する必要がある	警戒レベル 4 相当																																															
赤	警戒	高齢者等の避難が必要とされる	警戒レベル 3 相当																																															
黄	注意	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル 2 相当																																															
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>																																																	

現行		修正素案	
① 避難準備情報		① 避難準備・高齢者等避難開始	
条件	<p>地震による二次災害のおそれがある場合、又は地震防災対策強化地域に対して警戒宣言が発せられた場合で、避難の勧告、指示が必要と判断された場合</p>	条件	<p>地震による二次災害のおそれがある場合、又は地震防災対策強化地域に対して警戒宣言が発せられた場合で、避難の勧告、指示が必要と判断された場合</p>
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険地域 	伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険地域
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール など 	伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール など
発令・発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれがある場合 ・事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合 	発令・発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生のおそれがある場合 ・事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合
市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。 ・避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動の準備を開始。 ・避難支援者は支援行動のための準備を開始。 	市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。 ・避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動を開始。 ・<u>避難行動要支援者等を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるため、支援できる者は支援行動を開始。</u>
	<p>原則として次のようなとき発令する [水害] 本市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1) 石川・諸越橋の水位がはん濫注意水位（2.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2) 天見川・平和橋の水位が、はん濫注意水位（1.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における3時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過し、かつ土砂災害警戒準備情報が発表されたとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき</p>		<p>原則として次のようなとき、<u>警戒レベル3</u>と合わせて発令する。 [水害] 市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1) 石川・諸越橋の水位が氾濫注意水位（3.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2) 天見川・平和橋の水位が、氾濫注意水位（1.6m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 3) <u>西除川・金剛橋の水位が、氾濫注意水位（1.6m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における3時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過し、かつ土砂災害警戒準備情報が発表されたとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき</p>

現行			修正素案
② 一時避難情報			
	地震時等	風水害時	
条 件		原則として次のようなとき発令する 【水害】 本市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1) 石川・諸越橋の水位が避難判断水位（3.6m）に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、避難判断水位（2.70m）に達した場合 【土砂災害】 下記 1)～3) 全ての条件を満たしたとき 1) 本市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2) 「土砂災害危険情報」を補足する詳細情報における 2 時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線（CL）」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき	
伝 達 内 容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 発令・伝達者 ・ 一時避難をすべき理由 ・ 危険区域 	
伝 達 方 法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車 ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報 など	
発令・発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、市民等の安全が確保される程度の場合。 		
市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅内の高所や近隣のより安全な場所に避難することで人的被害を避けることができる場合、一時的に自主避難を開始。 ・ 避難行動要支援者等を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始。 		
			(削除)

現行		修正素案	
③ 避難勧告		② 避難勧告	
条 件	<p>地震時等</p> <p>当該地域あるいは土地建物などに災害が発生するおそれがある場合で、原則として次のようなとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池等の決壊等による危険が切迫しているとき ・爆発のおそれがあるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・その他市民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき <p>風水害時</p> <p>原則として次のようなとき発令する 〔水害〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 石川・諸越橋の水位が、避難判断水位(3.6m)に達し、かつ1時間後には氾濫危険水位(4.6m)に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40mm/hを越える雨量が観測された場合) 2) 天見川・平和橋の水位が、避難判断水位(2.70m)に達し、かつ1時間後には氾濫危険水位(3.20m)に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40mm/hを越える雨量が観測された場合) <p>〔土砂災害〕</p> <p>下記1)～3)全ての条件を満たしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における1時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき 	条 件	<p>地震時等</p> <p>当該地域あるいは土地建物などに災害が発生するおそれがある場合で、原則として次のようなとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池等の決壊等による危険が切迫しているとき ・爆発のおそれがあるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・その他市民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき <p>風水害時</p> <p>原則として次のようなとき、<u>警戒レベル4</u>と合わせて発令する。</p> <p>〔水害〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 石川・諸越橋の水位が、避難判断水位(4.0m)に達し、かつ1時間後に氾濫危険水位(<u>4.2m</u>)に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40mm/hを越える雨量が観測された場合) 2) 天見川・平和橋の水位が、避難判断水位(<u>1.8m</u>)に達し、かつ1時間後に氾濫危険水位(<u>2.4m</u>)に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40mm/hを越える雨量が観測された場合) 3) <u>西除川・金剛橋の水位が、避難判断水位(1.9m)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> <p>〔土砂災害〕</p> <p>下記1)～3)全ての条件を満たしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における1時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告者 ・避難すべき理由 ・避難すべき場所 ・避難すべき経路 ・避難後の当局の指示連絡など 	伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告者 ・避難すべき理由 ・避難すべき場所 ・避難すべき経路 ・避難後の当局の指示連絡など
伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達など 	伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達など
発令・発表時の状況	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>	発令・発表時の状況	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>
市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・計画された避難所への避難行動を開始。 ・避難行動要支援者等を避難させるため、避難支援者は支援行動を開始。 	市民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険な場所にいる人は全員避難とする。</u> ・<u>指定避難所や安全な親戚や知人宅等、安全な場所への避難行動をとる。</u>

現行		修正素案																								
④ 避難指示		③ 避難指示（緊急）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震時等</th> <th>風水害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合</td> <td> 原則として次のようなとき発令する [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、はん濫危険水位(4.6m)に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、はん濫危険水位(3.20m)に達した場合 [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 本市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき </td> </tr> <tr> <td>伝達内容</td> <td>避難勧告と同じ</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td> ・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など </td> </tr> <tr> <td>発令・発表時の状況</td> <td> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 人的被害が発生した状況。 </td> </tr> <tr> <td>市民に求める行動</td> <td> ・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。 </td> </tr> </tbody> </table>	地震時等	風水害時	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき発令する [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、はん濫危険水位(4.6m)に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、はん濫危険水位(3.20m)に達した場合 [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 本市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき	伝達内容	避難勧告と同じ	伝達方法	・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など	発令・発表時の状況	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 人的被害が発生した状況。	市民に求める行動	・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震時等</th> <th>風水害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合</td> <td> 原則として次のようなとき、<u>警戒レベル4と合わせて</u>発令する。 [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、<u>氾濫危険水位(4.2m)</u>に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、<u>氾濫危険水位(2.4m)</u>に達した場合 3) <u>西除川・金剛橋の水位が、氾濫危険水位(2.2m)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき </td> </tr> <tr> <td>伝達内容</td> <td>避難勧告と同じ</td> </tr> <tr> <td>伝達方法</td> <td> ・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など </td> </tr> <tr> <td>発令・発表時の状況</td> <td> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 </td> </tr> <tr> <td>市民に求める行動</td> <td> ・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。 </td> </tr> </tbody> </table>	地震時等	風水害時	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき、 <u>警戒レベル4と合わせて</u> 発令する。 [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、 <u>氾濫危険水位(4.2m)</u> に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、 <u>氾濫危険水位(2.4m)</u> に達した場合 3) <u>西除川・金剛橋の水位が、氾濫危険水位(2.2m)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき	伝達内容	避難勧告と同じ	伝達方法	・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など	発令・発表時の状況	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。	市民に求める行動	・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。
地震時等	風水害時																									
状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき発令する [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、はん濫危険水位(4.6m)に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、はん濫危険水位(3.20m)に達した場合 [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 本市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき																									
伝達内容	避難勧告と同じ																									
伝達方法	・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など																									
発令・発表時の状況	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 人的被害が発生した状況。																									
市民に求める行動	・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。																									
地震時等	風水害時																									
状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき、 <u>警戒レベル4と合わせて</u> 発令する。 [水害] 1) 石川・諸越橋の水位が、 <u>氾濫危険水位(4.2m)</u> に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、 <u>氾濫危険水位(2.4m)</u> に達した場合 3) <u>西除川・金剛橋の水位が、氾濫危険水位(2.2m)に達し、さらに水位の上昇が予想される場合</u> [土砂災害] 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 市に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 2) 「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき																									
伝達内容	避難勧告と同じ																									
伝達方法	・ 広報車、テレビ、ラジオ ・ 防災行政無線 ・ 緊急速報メール 携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達 など																									
発令・発表時の状況	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・ 斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。																									
市民に求める行動	・ 避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・ 避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。																									

現行	修正素案																																																		
<p>④ 支給金額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計金額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">住宅の被害程度</th> <th style="width:20%;">全壊 [③アに該当]</th> <th style="width:20%;">解体 [③イに該当]</th> <th style="width:20%;">長期避難 [③ウに該当]</th> <th style="width:20%;">大規模半壊 [③エに該当]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">住宅の被害程度</th> <th style="width:20%;">建設・購入</th> <th style="width:20%;">補修</th> <th style="width:20%;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 [③アに該当]	解体 [③イに該当]	長期避難 [③ウに該当]	大規模半壊 [③エに該当]	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>④ 支給金額</p> <p>支給額は、以下の<u>基礎支援金</u>と<u>加算支援金</u>の合計金額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">損害割合</th> <th rowspan="2">基礎支援金</th> <th colspan="3">加算支援金</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>50%以上</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>40～50%未満</td> <td>50万円</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊</td> <td>30～40%未満</td> <td>なし</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>20～30%未満</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		損害割合	基礎支援金	加算支援金			建設・購入	補修	賃貸	全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円	大規模半壊	40～50%未満	50万円	200万円	100万円	50万円	半壊	30～40%未満	なし	100万円	50万円	25万円	20～30%未満	なし	なし	なし	なし
住宅の被害程度	全壊 [③アに該当]	解体 [③イに該当]	長期避難 [③ウに該当]	大規模半壊 [③エに該当]																																															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																															
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																																																
支給額	200万円	100万円	50万円																																																
	損害割合	基礎支援金	加算支援金																																																
			建設・購入	補修	賃貸																																														
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円																																														
大規模半壊	40～50%未満	50万円	200万円	100万円	50万円																																														
半壊	30～40%未満	なし	100万円	50万円	25万円																																														
	20～30%未満	なし	なし	なし	なし																																														